官報

第六百三十五號

NO. 635

昭和四年二月十三日　水曜日

内閣印刷局

告示

◉内務省告示第三十號

左記出版物ハ略本暦類似ト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

昭和四年二月十三日　内務大臣　望月　圭介

一昭和四年農作全書　一冊

東京市麻生區本町三十五番地

著作印刷兼發行者　山本與三郎

◉内務省告示第三十一號

砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通指定シ昭和三年度ヨリ本大臣ニ於テ砂防工事ヲ施行ス

昭和三年二月十三日　内務大臣　望月　圭介

郡名	村名	字名	地番
東京府			
西多摩	檜原	樋里	四五七八、四五七九ノイ、四五七九ノロ、四五八一ノニ、四五八二ノ一、四五八二ノ二、四五八三ノ一、四五八三ノ二、四七〇五、九〇二九、九〇三〇、九〇三一

以上全筆

八八四二、八八四三、八八四五、八八四六、八八四七ノ一、八八四七ノ二、八八六九ノイ、八八六九ノロ、八八七〇、九〇二八

以上各筆ヲ通シテ　秋川沿岸川ノ中心ヨリ五十米突ノ區間

◉大藏省告示第十九號

大正十三年二月一日大藏省告示第十七號及大正十五年七月三日大藏省告示第九十六號ヲ以テ砂糖消費税法施行規則第九條ノ三ニ依リ内地移入糖移入場トシテ指定ノ旨告示セル左記倉庫ノ所在地ハ特別都市計畫土地區劃整理ニ因リ「東京市京橋區越前堀二丁目一番地ノ一」ト其ノ表示方變更セラレタル旨移入場主ヨリ届出アリタリ

昭和四年二月十三日　大藏大臣　三土　忠造

倉庫所在地	倉庫名稱	移入場及名稱	移入場主住所
東京市東京橋區越前堀二丁目二番地ノ二	株式會社住友倉庫越前堀倉庫	株式會社住友倉庫	大阪市東區北濱五丁目二十二番地

◉大藏省告示第二十號

德島縣德島市寺島町字本町北百六十二番地關西興業株式會社ニ對シ昭和四年一月三十日有價證券割賦販賣業法第十六條第一項ノ規定ニ依リ該會社ノ新規取引並賦拂金受入ノ停止ヲ命シタリ

昭和四年二月十三日　大藏大臣　三土　忠造

◉大藏省告示第二十一號

東京府東京市下谷區西町三番地日本國債株式會社ニ對シ昭和四年二月八日有價證券割賦販賣業法第十六條第二項ノ規定ニ依リ有價證券割賦販賣業ヲ營ムコトノ免許ヲ取消シタリ

昭和四年二月十三日　大藏大臣　三土　忠造

◉文部省告示第三十七號

福島縣立圖書館ヲ福島縣福島市杉妻町ニ設置シ昭和四年二月十一日ヨリ開館ノ件認可セリ

昭和四年二月十三日　文部大臣　勝田　主計

◉文部省告示第三十八號

島根縣八束郡秋鹿村ニ設立セル島根縣八束郡秋鹿女子技藝學校ヲ昭和四年三月三十一日限リ廢止ノ件認可セリ

昭和四年二月十三日　文部大臣　勝田　主計

◉文部省告示第三十九號

職業學校規程ニ依リ左記實業學校ヲ設置シ昭和四年四月一日ヨリ開校ノ件認可セリ

昭和四年二月十三日　文部大臣　勝田　主計

名稱	位置	設立者	入學資格	修業年限
岐阜縣土岐郡多治見栽縫女學校	岐阜縣土岐郡多治見町	堀きさ	高等小學校卒業程度	二年

◉遞信省告示第三百十六號

明治三十九年遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日　遞信大臣　久原房之助

市外通話區域

一通話時ノ普通通話料

大阪	福島(岩代)間	金二圓
長同	郡山(岩代)間	金一圓七十五錢
長同	若松(岩代)間	金二圓
同	米澤間	金二圓
同	山形間	金二圓
長同	弘前間	金二圓
同	三條(越後)間	金二圓七十五錢
同	酒田間	金二圓二十五錢
長同	秋田間	金二圓七十五錢
同	青森間	金二圓七十五錢
神戸(攝津)	福島(岩代)間	金二圓
長同	郡山(岩代)間	金一圓七十五錢
長同	若松(岩代)間	金二圓
同	米澤間	金二圓
同	山形間	金二圓二十五錢
同	仙臺間	金二圓
同	青森間	金二圓七十五錢
同	弘前間	金二圓七十五錢
長同	長岡(越後)間	金二圓二十五錢
同	三條(越後)間	金一圓五十錢
同	新潟間	金一圓五十錢
同	酒田間	金一圓七十五錢
長同	秋田間	金二圓二十五錢
樣本	伏見間	金二十錢
同	宇治間	金二十錢
同	堺間	金二十錢
天下茶屋	由良(淡路)間	金三十錢
同	富島間	金二十五錢
長深日	洲本間	金三十五錢
同	加太(紀伊)間	金十錢
同	粉河間	金二十錢
同	橋本(紀伊)間	金二十錢
同	湯淺間	金二十錢
同	鹽津(紀伊)間	金十五錢
同	五條間	金二十五錢
同	湯崎間	金二十五錢
長同	福井(越前)間	金七十五錢
同	櫻井間	金二十錢
同	奈良間	金二十五錢
下里	日方間	金二十五錢
長同	神戸(攝津)間	金六十五錢
長豐郷	東京間	金一圓
同	尼崎間	金二十五錢
同	伏見間	金二十五錢
同	吹田間	金二十五錢
長坂本(近江)	東京間	金一圓二十五錢
長苗村	東京間	金一圓
同	稻田(河内)間	金二十五錢
同	岩ケ鼻	出石間	金二十錢
同	中山(但馬)間	姫路間	金二十錢
長同	西宮間	金五十錢
長同	敦賀間	金四十五錢
同	尼崎間	金四十錢
福知山	天下茶屋間	金二十五錢
同	綾江間	金二十五錢
同	住吉間	金二十五錢
沖邑	椎名間	金十錢
長佐川(土佐)	大阪間	金一圓
長同	神戸(攝津)間	金九十五錢

本文

湯村　福知山間　金二十五錢
同　御堂間　金五十五錢
同　堺間　金六十五錢
國包　赤穂間　金二十五錢
同　廣間　金二十五錢
長屋　東京間　金一圓五十錢
長同　福井（越前）間　金六十五錢
同　貝塚間　金二十五錢
同　大分間　金一圓五十錢
三木（播磨）　岡町間　金二十五錢
同　住吉間　金二十五錢
同　平野間　金二十五錢
同　池田（福津）間　金二十五錢
同　四日市間　金六十錢
同　福井（越前）間　金七十錢
長同　峯山間　金四十五錢
同　佐治間　金二十五錢
同　古市（丹波）間　金二十五錢
同　志筑間　金二十五錢
同　津山間　金四十五錢
同　倉敷間　金三十五錢
鮎原　和歌山間　金四十錢
同　天下茶屋間　金三十錢
蓑尾　尼崎間　金二十錢
同　御影間　金二十錢
同　西宮間　金二十錢
同　岸和田間　金二十錢
同　和歌山間　金二十錢
同　池田（福津）間　金二十錢
同　名古屋間　金一圓
同　東京間　金四十錢
長同　姫路間　金二十五錢
同　伏見間　金二十錢
同　廣島間　金一圓
同　小阪（河内）間　金十五錢
同　古市（河内）間　金十錢
同　長野（河内）間　金十錢
同　枚岡間　金十五錢
同　四條畷間　金十五錢
同　椋原間　金十五錢
同　富田林間　金二十五錢
同　假屋間　金二十錢
五條　稲田（河内）間　金二十錢
同　大阪三國町間　金二十五錢
同　住吉間　金二十錢
同　豐橋間　金六十五錢
同　福井（越前）間　金七十錢
同　御坊間　金五十五錢
同　湯崎間　金六十五錢
同　池田（播津）間　金二十五錢
同　濱寺間　金二十五錢
同　平野間　金二十五錢
同　川邊（河内）間　金二十五錢
同　吹田間　金二十五錢
同　鳳間　金一圓五十錢
同　住濟間　金二十五錢
同　高槻間　金二十五錢
同　鯰江間　金二十五錢
同　箕面間　金二十五錢
同　茨木間　金二十五錢
同　岡町間　金六十錢
同　佐野（和泉）間　金七十錢
同　寶塚間　金四十五錢
同　明石間　金二十五錢
同　尼崎間　金二十五錢
同　須磨浦間　金二十五錢
同　伊丹間　金二十五錢
同　志筑間　金三十五錢
同　洲本間　金二十錢
同　淡輪間　金二十錢
同　武生（越前）間　金二十五錢
長同　金澤（加賀）間　金二十錢
同　高岡（越中）間　金二十錢
下田（大和）　天下茶屋間　金二十錢
同　住吉間　金二十錢
同　濱寺間　金二十錢
同　岸和田間　金二十錢
佐野（和泉）間　貝塚間　金二十錢
同　和歌山間　金二十錢
新宮（紀伊）間　金二十五錢
長野（河内）間　平野間　金二十錢
同　枚岡間　金十錢
小阪（河内）間　四條畷間　金十五錢
同　住道間　金十五錢
稲田（河内）間　鯰江間　金二十錢
同　枚方間　金二十錢
同　守口間　金二十錢
同　寝屋川間　金二十錢
同　吹田間　金二十錢
同　富田林間　金二十錢
同　枚方間　金二十錢
同　池田（播津）間　寶塚間　金二十五錢
同　田邊（紀伊）間　金二十五錢
同　福知山間　金二十五錢
長同　新舞鶴間　金四十五錢
同　豐岡（但馬）間　金五十五錢
同　宮津間　金五十錢
同　篠山間　金二十錢
同　尼崎間　金二十錢
同　西宮間　金二十五錢
同　明石間　金二十五錢
同　岡山（備前）間　金五十五錢
同　福山（備後）間　金七十錢
長同　德島間　金五十錢
長同　高松（讃岐）間　金六十錢
長同　長道間　金七十錢
同　廣島間　金九十五錢
同　下關（長門）間　金一圓五十錢
同　門司間　金一圓
同　姫路間　金二十五錢
長同　東京間　金一圓二十五錢
同　橋濱間　金四十錢
同　名古屋間　金三十五錢
同　桑名間　金三十五錢
同　四日市間　金二十五錢
同　津間　金四十錢
長同　岐阜間　金三十錢
同　彦根間　金五十錢
長同　敦賀間　金八十五錢
長同　金澤（加賀）間　金六十五錢
長同　福井（越前）間　金二十五錢
同　大津間　金二十錢
同　笠置間　金二十五錢
同　山城木津間　金十五錢
同　伏見間　金二十五錢
同　八幡（山城）間　金二十五錢
同　宇治間　金二十五錢
上野（伊賀）間　金二十五錢
同　橋本（紀伊）間　金二十錢
同　和泉大津間　金二十錢
古市（河内）間　金田間　金十五錢
高取　長野（河内）間　金十五錢
同　富田林間　金十五錢
同　枚方間　金十五錢
同　池田（播津）間　茨木間　金二十五錢
同　伊丹間　金二十五錢
同　寶塚間　金二十五錢
同　和泉大津間　貝塚間　金二十五錢
同　佐野（和泉）間　有馬間　金二十五錢
同　三田間　金二十五錢
同　岡町間　金二十錢
同　住道間　金二十錢
同　稲田（河内）間　金二十錢
同　宇治間　金二十五錢
同　八幡（近江）間　金二十五錢
同　愛知川間　金二十五錢
同　高槻間　金二十五錢
同　山崎（山城）間　金二十五錢
同　日向町間　金二十五錢
同　豐岡（但馬）間　金六十錢
同　洲本間　金三十五錢
同　福知山間　金四十五錢
同　豊橋間　金五十五錢
長同　佐渡島　金二十五錢
同　御坊間　金二十五錢
同　福井（越前）間　金二十五錢
同　金澤（加賀）間　金二十五錢
同　高岡（越中）間　金二十五錢
同　寝屋川間　金二十五錢
同　吹田間　金二十五錢

◎遞信省告示第三百十七號

大正十五年十一月一日遞信省告示第二千百十五號ニ依リ島谷汽船株式會社高岡丸裝置私設無線電信施設者名義左ノ通變更ヲ許可セリ

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

新名義人　島谷商船株式會社

◎遞信省告示第三百十八號

昭和四年一月二十九日ヨリ大正十四年九月遞信省告示第千三百五十號海岸局、船舶局、固定局及託送發受所名等中「島谷高岡丸（託送）」ノ項ヲ左ノ通改ム

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

發受所名　呼出符號　對手電信官署　發受電報ノ種別

島谷高岡丸託送（シマタニタカオカマルタクソウ）（島谷商船株式會社高岡丸）　JLHB　各海岸局及各船舶局　和文電報

◎遞信省告示第三百十九號

明治三十年十一月遞信省告示第三百五十七號電話加入區域中左ノ通改正シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

局名　普通加入區域　特別加入區域

今治市、今治別加入區域（河内、鴨河、大字今治市、大字宮字砂田、吉字比岐島、大字宇佐、同宇佐、同宇下通、同小舟、同西ノ奥、同粟屋、同大字石井、同大新田、同谷、同池尻、同宿ノ本村、同坂ノ奥、同大木城、同池ノ山ノ谷、同池ノ本、同一丁谷、同港、同伊スゴ谷、同ジネシ賀ノ谷、同立花村、大字鳥生字ゴ（同本谷ヲ除ク）本村）

今治

◎遞信省告示第三百二十號

昭和四年二月八日ヨリ左記電信取扱所ノ事務ヲ開始ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

名稱　位置

丹後丸無線電信取扱所　日本郵船株式會社屬汽船丹後丸

◎遞信省告示第三百二十一號

昭和四年二月十六日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

名稱　位置

兵庫縣長田郵便局　山口縣業爾郡長田村

◎遞信省告示第三百二十二號

大正三年九月一日遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

呼出符號受持局所

呼出區域

一、山口縣　美祢郡　大字眞長田村名　字眞長田、字湯ノ口西、同湯ノ口東、同宮ノ岡條、同宮ノ馬場、同原河石鎚、同原河内、同眞名市、同神崎　眞長田

◎遞信省告示第三百二十三號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

眞長田　小郡（周防）間　金十錢
同　阿知須間　金十錢
同　秋穂間　金十五錢
同　大海間　金十五錢
同　嘉川間　金十五錢
同　防府間　金十錢
同　下關（長門）間　金二十錢
同　山口（周防）間　金十錢
同　柳井間　金二十五錢
同　吉敷間　金十錢
同　大歳間　金十錢
同　大内間　金十錢
同　仁保間　金十錢
同　八坂（周防）間　金二十錢
同　佐々並間　金十錢
同　大田（長門）間　金十錢
同　福浦（長門）間　金十五錢
同　江ノ浦（長門）間　金十五錢
同　西山間　金十錢
同　齊島本村間　金十錢
同　安岡間　金十錢
同　黑井（長門）間　金二十五錢
同　川棚（長門）間　金十錢
同　滝部間　金十錢
小串（長門）間　金十錢
同　特牛間　金二十五錢
同　正明市間　金二十錢
同　西市間　金二十錢
同　俵山間　金二十錢
同　仙崎間　金二十錢
同　萩間　金二十五錢
同　田部間　金二十錢
同　伊佐間　金二十錢
同　大嶺間　金十錢
同　小月間　金二十錢
同　長府間　金二十錢
同　厚狹間　金十五錢
同　埴生（長門）間　金二十錢
同　高千帆間　金二十錢
同　小野田（長門）間　金二十錢
同　船木間　金十五錢
同　宇部間　金二十錢
同　德山（周防）間　金二十五錢
同　廣島（安藝）間　金三十五錢
長同　神戸（播津）間　金一圓
同　大阪間　金一圓二十五錢
同　八幡（筑前）間　金三十錢
同　福岡（筑前）間　金四十錢
同　小倉間　金二十五錢
同　門司間　金二十五錢
同　若松（筑前）間　金三十錢
同　中關間　金二十錢
同　富海間　金二十錢
同　大道間　金十錢
同　四辻間　金十錢

◎遞信省告示第三百二十四號

大正四年勅令第二百十五號ニ基ク請願ニ依リ昭和四年二月十六日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

名稱　位置

都賀郵便局　島根縣色智郡都賀村
川迫郵便局　廣島縣山縣郡川迫村
祖生郵便局　山口縣玖珂郡祖生村

◎遞信省告示第三百二十五號

大正三年九月一日遞信省告示第七百四十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

呼出符號受持局所

呼出區域

一、島根縣　色智郡　都賀村　大字都賀本郷、字市、同本郷、同宮ノ前、同土井原、同才ノ奥、同堂勝谷　都賀

同上野　字渡口

◎遞信省告示第三百二十六號

明治三十九年六月遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日

遞信大臣　久原房之助

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

都賀　赤名間　金十錢
同　頓原間　金十五錢
同　松江間　金二十五錢
同　來島間　金十錢
同　志々間　金十錢
同　布野間　金十五錢
同　三次間　金二十錢
同　掛合間　金二十錢
同　三刀屋間　金二十錢
同　木次間　金二十錢
同　大東間　金二十五錢
同　三成間　金二十錢
同　横田間　金二十錢
同　出雲玉造間　金二十五錢
同　宍道間　金二十五錢
同　荘原間　金二十五錢
同　今市間　金二十五錢
同　平田間　金二十五錢
同　大社間　金二十五錢
同　大田間　金二十錢
同　濱田間　金二十錢
同　江角間　金二十五錢
同　美保關間　金二十五錢
一、廣島縣　山縣郡　川迫村　大字藏迫、字市、同山根、同川角、同友光、同郷、同原、同明知的場、同明知、同井手尻、同明知公、同下川迫　川迫
同　大字後迫、同上打道　川迫
八重　大字後、字吉國、同水町、同法蔵寺
有田　同法蔵寺
同　今田　字法蔵寺
一、山口縣　玖珂郡　祖生村　字中村、同八町、同中村ノ内五坊、同前、同中村ノ内五坊、同前、山田、同平畑、同中村ノ内、森藤、同落合ノ内天神、同落合、同別所畑　祖生

635

同　本庄間　金二十五錢
同　馬潟間　金二十五錢
同　揖屋間　金二十五錢
同　黄島間　金二十五錢
同　廣潟間　金二十五錢
同　安來間　金二十五錢
同　米子間　金二十五錢
長　境間　金二十五錢
同　鳥取間　金六十錢
同　岡山間　金五十錢
同　作木間　金十錢
同　口羽間　金十錢
同　君田間　金十五錢
同　口北間　金二十錢
同　荘原間　金二十錢
同　西城間　金二十五錢
同　市域間　金二十五錢
同　上下間　金二十五錢
同　尾道間　金二十五錢
同　鹽町間　金二十錢
同　三良坂間　金二十錢
同　吉舎間　金二十錢
同　吉田（安藝）間　金二十錢
同　廣島間　金十五錢
同　船位間　金十五錢
同　川迫　金二十錢
同　八重間　金二十錢
同　廣島間　金二十錢
同　一紙屋間　金二十錢
同　古市間　金二十錢
同　可部間　金十五錢
同　鈴張間　金十五錢
同　加計間　金十五錢
同　壬生間　金十錢
同　本地間　金十錢
同　大朝間　金十錢
同　吉田（安藝）間　金十五錢
同　三次間　金二十錢
同　伴間　金二十錢
同　玖島間　金二十錢
同　津田間　金二十錢
同　海田市間　金二十錢
同　矢野間　金二十錢
同　熊野間　金二十錢
同　松山間　金四十錢
同　中野間　金二十錢
同　湖野間　金二十錢
同　西條（安藝）間　金二十錢
同　河内間　金二十五錢
同　尾道間　金二十五錢
同　福山間　金二十五錢
同　大阪間　金二十五錢
同　草津間　金二十五錢
同　五日市間　金二十五錢
同　岡山間　金四十錢
同　廿日市間　金二十錢
同　宮島驛前間　金二十五錢
同　嚴島間　金二十五錢
同　大竹間　金十五錢
同　岩國間　金二十錢
同　柳井間　金二十錢
同　德山間　金二十五錢
同　防府間　金十錢
同　山口間　金十錢
同　下關間　金五十錢
同　門司間　金七十錢
同　櫃生　柳井間　金二十錢
同　玖珂間　金二十錢
同　高森間　金十五錢
同　岩國間　金十五錢
同　遠崎間　金十五錢
同　大島間　金二十錢
同　田布施間　金二十錢
同　室積間　金二十錢
同　平生間　金二十錢
同　廣瀬間　金十五錢
同　小郡間　金十五錢
同　久賀間　金二十錢
同　防府間　金二十錢
同　安下庄間　金二十錢
同　蒲野間　金二十錢
同　德山間　金二十錢
同　下松間　金十錢
同　柳ヶ瀧間　金二十錢
同　花園間　金二十錢
同　富田間　金二十錢
同　福田間　金二十錢
同　防府間　金二十錢
同　須々万間　金二十錢
同　鹿野間　金二十錢
同　山口間　金二十錢
同　小郡間　金二十錢
同　大內間　金二十錢
同　八坂間　金二十錢
同　瑞穂　金二十五錢
同　佐々並間　金二十五錢
同　大歳間　金二十五錢
同　村田間　金二十五錢
同　吉敷間　金二十五錢
同　大田間　金二十五錢
同　萩間　金二十五錢
同　下關間　金四十五錢
同　藤生間　金十錢
同　通津間　金十錢
同　由宇間　金十錢
同　大竹間　金十五錢
同　廣島間　金二十五錢
同　嚴島間　金二十五錢
同　宮島驛前間　金二十錢
同　廿日市間　金二十錢
同　草津間　金二十五錢
同　吳間　金二十五錢
同　尾道間　金二十五錢
同　鹽山間　金五十錢
同　岡山間　金七十錢
同　大阪間　金一圓
同　松山間　金四十五錢
同　三次間　金二十錢
同　浦田間　金二十錢
同　五日市間　金二十錢
同　海田市間　金四十五錢
同　門司間　金十五錢
同　阿月間　金十五錢
同　下田間　金二十五錢
同　須金間　金二十錢

◎遞信省告示第三百二十七號

昭和四年二月十六日ヨリ左記郵便局ニ電話通話事務ヲ開始ス

昭和四年二月十三日　遞信大臣　久原房之助

名稱	位置
國府郵便局	石川縣能美郡國府村

◎遞信省告示第三百二十八號

大正三年廿一遞信省告示第七百九十九號呼出區域中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日　遞信大臣　久原房之助

呼出區域	呼出受持局所
石川縣能美郡國府大字古府字小野町	國府
同　同小野村大字千代	同

◎遞信省告示第三百二十九號

明治三十九年六遞信省告示第二百六十四號市外通話區域及普通通話料中左ノ通追加シ昭和四年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年二月十三日　遞信大臣　久原房之助

市外通話區域　一通話時ノ普通通話料

國府	小松間	金五十錢
同	金野間	金五十錢
同	中海間	金五十錢
同	尾小屋間	金五十錢
同	寺井間	金五十錢
同	振口間	金十錢
同	粟津間	金十錢
同	根上間	金十錢
同	安宅間	金十錢
同	今江間	金十錢
同	獅子吼間	金十錢
同	金澤（加賀）間	金十五錢
同	野々市間	金十五錢
同	鶴來間	金十錢
同	別宮間	金十錢
同	安原間	金十五錢
同	金石間	金十五錢
同	粟崎間	金二十錢
同	森本間	金二十錢
同	津幡間	金二十錢
同	高松（加賀）間	金二十錢
同	羽咋間	金二十五錢
同	七尾間	金二十五錢
同	石動間	金二十五錢
同	高岡（越中）間	金二十五錢
同	伏木間	金二十五錢
同	富山（越中）間	金二十錢
同	鵜野間	金二十錢
同	井波間	金二十五錢
同	福光間	金二十錢
同	城端間	金二十錢
同	松任間	金十錢
同	美川間	金十錢
同	比樂鳥間	金十錢

同　御手洗間　金十錢
同　柏野間　金十錢
同　山島間　金十錢
同　片山津間　金十錢
同　大聖寺間　金十錢
同　勅使間　金十錢
同　山代間　金十五錢
同　山中間　金十五錢
同　橋立間　金十五錢
同　鹽屋間　金二十錢
同　吉崎間　金二十錢
同　福井（越前）間　金二十五錢
同　坪江間　金二十錢
同　丸岡間　金二十錢
同　森田間　金二十錢
同　勝山間　金二十錢
同　大野（越前）間　金二十錢
同　松岡間　金二十五錢
同　東郷（越前）間　金二十五錢
同　鯖江間　金二十五錢
同　武生間　金二十五錢
同　敦賀間　金二十五錢
同　三國間　金二十錢
同　芦原間　金二十錢
同　金津間　金二十錢
同　春江間　金二十錢
同　西安居間　金二十五錢
同　志津間　金二十五錢
同　越前間　金二十五錢
同　國見間　金二十五錢
長同　神戸（播磨）間　金八十錢
長同　大阪間　金七十錢
長同　京都間　金六十錢
長同　東京間　金一圓二十五錢
長同　名古屋間　金六十五錢

正誤

去月十八日官報朝鮮總督府令第八十號銀行令施行規則第九條第三號中取扱所ハ取引所ノ誤業務報告雛形ノ部三二〇頁下段損益計算書ノ表中（內常期純益金）ノ金額欄ノ括弧）ハ單位圓ノ下欄ニ入ル（キノ誤毎月ノ營業報告書雛形ノ部三二四頁下段備考一中總括表ノ外本店ノ下ニ、ヲ脫ス三二五頁下段備考ノ部末行銘柄ニハ銘柄ノ同第八十一號第一條六行「第十九條及ハ「第十九條」ノ孰モ誤同第十九條ノ次ニ左ノ一條ヲ脫ス

朝鮮總督府事務官

第二十條　本令ニ依ル屆出若ハ書類ノ提出ヲ怠リ又ハ其ノ屆出若ハ提出書類ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキハ銀行令第三十七條第一項ノ營業所又ハ代理店ノ代表者ヲ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

敍任及辭令

◎昭和四年二月一日
敍從五位　正六位勳三等　白井　胤良

◎昭和四年二月六日
敍從六位　正七位　和田　亀俊
敍正七位　從七位　壽福院教輔

◎昭和四年二月七日
敍從四位　正五位勳四等　時永　浦三
　　永瀨　壯策
　　勳八等　菅田松次郎

（答通）
敍從七位

◎昭和四年二月八日
敍從四位　正五位勳三等　鈴木　坂鐵
敍從六位　正七位　萱場　三郎
敍正七位　從七位勳五等　澤田祐二郎
敍從七位　從七位勳八等　高島別三郎

◎昭和四年二月九日
任副領事　外務書記生勳七等　磯田　教知

（答通）
敍高等官七等　勳七等　磯田　教知
敍從七位　長井小一郎

◎昭和四年二月十日
敍從四位　正五位勳四等　島倉　龍治
任陸軍技師　陸軍技手勳八等　岩堀　由松
敍高等官七等　勳八等　岩堀　由松
叙從七位

◎昭和四年二月十二日
第二高等學校教授　土井　林吉
大阪高等學校教授　山內　二郎
陸軍技師正五位勳四等　服部　泰藏
公立大學教授從五位　本永七三郎
公立高等學校長　三浦旭太郎
勅任官ヲ以テ待遇セラル

（答通）
鐵道技師正五位勳四等　牧原喜一郎
任鐵道省事務官
敍高等官六等
專賣醫ニ任ス　專賣醫　島田　外一
公立中學校教諭正七位　松井　省吾
　　川井　宗一

（答通）
公立中學校舍監ニ兼任ス　同
公立高等女學校教諭從六位　兩部　尊明
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭ニ任ス
高等官五等ヲ以テ待遇セラル　杉山　隆次
北海道廳立小樽商業學校教諭　梶川　享司
同　安達　徹郎
同　井倉　豊
福岡縣戶畑實科女學校教諭　三吉　敏枝
大分商業學校教諭ニ任ス
公立實業學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル　武笠五一郎
笑城縣立圖書館長從七位勳六等
公立圖書館長ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

九州帝國大學教授　岡田　陽一
同　小林俊次郎
陸軍技術會議議員被仰付　岩岡　保作
依願免本官　同
文部省所管事務政府委員被仰付　文部省宗教局長　下村　壽一
陸軍少將　勝野　正魚
文部省所管事務政府委員被仰付
御歌所寄人　鳥野　幸次
學習院教授　關口　雷三
文部省督學官　森國　常藏
同　同
東京帝國大學教授　宇野　哲人
同　吉田　靜致
同　深作　安文
同　藤村　作
同　村川　堅固
同　齋藤清太郎
同　山崎　直方
同　中川　鈴吉
同　竹內　端三
同　吉川　福輝
同　原　熙
同　岩佐　良治
同　河津　遷
同　田中　芳雄
同　竹村　勳
同　宗　正雄
同　高橋　貞造
同　佐藤　寛次
同　上野　道輔
同　那須　皓
同　森　嚴翼
同　栄木　芳藏
同　桑田
東京帝國大學助教授　和田　清
同　辻村　太郎
同　辻　正次
同　衣川　義雄
同　春日井新一郎
同　田中　茂穗
同　史料編纂官　渡邊　世祐
京都帝國大學教授　鈴木　虎雄
同　野上　俊夫
同　川村多實二
東北帝國大學教授　大類　伸
同　高橋　里美
東京商科大學教授　渡邊孫一郎
同　內池　廉吉
同　藤本幸太郎
同　井浦仙太郎
同　高瀨荘太郎
東京商科大學助教授　上田辰之助
同　增地庸治郎
同　東京商科大學豫科教授　佐藤　弘
同　吉田　良三
同　太田　哲三
東京商科大學附屬商學專門部教授　村瀨　玄
同　小此木爲二
同　伊藤　春三

（答通）

官報 6/3/5 本文

東京高等師範學校教授　松井　簡治
同　保科　孝一
同　諸橋　轍次
同　中山久四郎
同　田中　啓爾
同　國枝　元治
同　阿部八代太郎
同　杉村欣次郎
同　岡山　秀吉
同　大瀨甚太郎
同　乙竹　岩造
同　亘理章三郎
同　佐々木祐太郎
東京女子高等師範學校教授　下田　次郎
同　尾上　八郎
同　下村三四吉
同　飯本　信之
同　岩間　綠郎
同　近藤　耕藏
同　西野みよし
同　成田　順
東京女子高等師範學校教諭　寺尾　きく
同　石田　はる
同　中村　ヨシ
東京女子高等師範學校助教諭　越智　延
東京高等蠶絲學校教授　福本　福三
第一高等學校教授　島田　釣一
同　黑河　龍三
東京高等學校教授　山口　察常
東京高等工業學校教授　加藤與五郎
同　關口八重吉
同　淺川　權八
同　小林　政一
同　山本　勇
農林技師　高松　博
遞信技師　工藤　正平

正三位勳二等　佐々木忠次郎
同　伊東　忠太
從三位勳二等　白井光太郎
從三位勳三等　澤村　眞
從三位勳四等　石渡　繁胤
正四位勳三等　菊池　壽人
正四位勳四等　小柳司氣太
從四位勳四等　前田　松韻
正七位　井上　秀
同　牛村　百代
金子　支江
神田　つね
中桐確太郎
牧野謙次郎
松井元太郎
小林　澄兄
小林　行昌

教員檢定委員會臨時委員被免
正七位　澁谷　義雄
同　能勢　邦士
同　飯田　玉雄
同　宇賀　武茂
同　門倉　清廣

（各通）

齒科醫師試驗委員被仰付
機道省工作局長　山下　興家
工業品規格統一調査會委員被仰付
海軍機關大佐　大野　俊彦
工業品規格統一調査會臨時委員被仰付
從三位勳二等　石田半四郎
動六等　廣田理太郎
（各通）

依願工業品規格統一調査會委員被免
朝鮮總督府山林部長　渡邊豐日子
朝鮮總督府事務官　上瀧　基
同　鄭　僑　源
（各通）

朝鮮總督府林野調査委員會事務官　國分　重慶
朝鮮總督府林野調査委員會委員被仰付
公立實業學校教諭兼公立實業學校舍監　荒木止戈藏
願ニ依リ兼職ヲ免ス
公立高等女學校教諭　友野　裕夫
實業補習學校教員養成所教諭　桑畑　一平
（各通）

願ニ依リ本職ヲ免ス
公立高等女學校長兼公立高等女學校教諭　遠藤　參郎
願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス（以上司法省）
故陸軍歩兵中佐正六位勳三等　白井　胤良
特旨ヲ以テ位一級追陞セラル
陸軍歩兵大尉正七位　萱場　三郎
特旨ヲ以テ位一級追陞セラル
故檢事正五位勳四等　時永　浦三
特旨ヲ以テ位一級追陞セラル（以上同）
故檢事正五位勳四等　鳥倉　龍治
宮內技師　深尾　代治
副領事　中村　俊行
待命中本俸三分ノ一ヲ賜フ
同　磯田　敎知
哈爾賓在勤ヲ免ス（以上外務省）
土木技師　中島　忠次
宮崎縣土木技師ニ補ス
衛生技師　兒玉　利國
神奈川縣衛生技師ニ補ス
同　池田　賴成
秋田縣衛生技師ニ補ス
社會事業主事　礒　淳爾
福岡縣社會事業主事ニ補ス（以上內務省）
十級俸下賜
築城部本部附ヲ命ス（以上陸軍省）
參謀本部部員陸軍歩兵少佐　村上　啓作
補陸軍大學校學教官（以上同）
補平戶乘組　矢矧乘組海軍特務少尉　谷本源次郎
補江風乘組　海軍特務少尉　小島新三郎
（各通）
江風乘組海軍特務少尉　長尾　友近
扶桑乘組海軍機關特務少尉　岡田　清吉
補浦波艤裝員（以上呉鎮守府）
朝日乘組海軍特務少尉　桑野　惣市
（各通）
海軍特務少尉　町田悟郎
呉防備隊附海軍機關特務少尉　岩田德一郎
補白鷹艤裝員（以上同）
名古屋地方裁判所判事兼名古屋區裁判所判事　東　正太郎
補名古屋地方裁判所檢事（以上司法省）
福島地方裁判所檢事正檢事　鳥倉　龍治
補大審院檢事
一級俸下賜（以上同）
公立學校職員分限令第八條第一項第三號ニ依リ休職ヲ命ス（以上文部省）
金澤醫科大學教授　中村八太郎
金澤醫科大學長須藤憲三海外出張中學長事務代理ヲ命ス（以上金澤醫科大學）
地方農林主事　佐藤　權造
地方待遇職員令第十一條第一項ニ依リ休職ヲ命ス
地方農林技師ニ補ス（以上農林省）
愛媛縣農林技師ニ補ス　和氣　薰
地方商工技師　坂本順次郎
青森縣商工技師ニ補ス（以上商工省）
鐵道書記官　日淺　寬
米國ヘ出張ヲ命ス（以上鐵道省）
公立高等女學校教諭　高瀨　正榮
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和四年一月三十一日ヨリ年功加俸年額百八拾圓下賜（以上北海道廳）
公立實業學校教諭　坪沼　三郎
六級俸常分千九百圓下賜
公立中學校教諭　山村德之助
七級俸下賜（以上同）
公立實業學校教諭　大塚與四郎
年俸千八百圓下賜
公立中學校教諭　八田信太郎
四級俸下賜（以上三月十日新潟縣）
師範學校教諭　白川　寅吉
年俸千六百八拾圓下賜（以上同）
同　永井　やえ
六級俸下賜（以上同）
地方農林技師　永島　優滅
十級俸下賜（以上千葉縣）
公立實業學校教諭兼公立實業學校舍監　戶塚　嘉平
七級俸常分千六百圓下賜
加俸年額六拾圓下賜（以上長野縣）
公立中學校教諭　嶺脇　秀德
七級俸下賜（以上同）
地方農林技師　飯塚　惣一
六級俸下賜（以上同）

正誤

昨十二日本欄二五四頁三段小野彌一ノ上足柄ノ柄ノ字ハ印刷不鮮明ノ分モアル（シ

宮廷錄事

◉紀元節宴會　天皇陛下ハ一昨十一日正午紀元節宴會ヲ催サレ又午後六時伯子男爵並ニ有位華族ヘ酒饌ヲ賜ハリ載仁親王殿下御臨席相成リタリ

◉御答電　本月七日　天皇　皇后兩陛下ヨリ西班牙國皇帝陛下ヘ御發送ノ御弔電ニ對シ一昨十一日御答電アリタリ

◉勅使差遣　故休職佐賀縣知事時永浦三郎逝ニ付本月九日午前十時勅使トシテ侍從子爵土屋正直ヲ其邸ニ差遣ハサレ幣帛ヲ下賜セラレタリ

◉幣帛下賜　檢事宮崎晉一卒去ニ付本月九日幣帛ヲ下賜セラレタリ

彙報

○官廳事項

◉免本官　高等官六等待遇三等郵便局長鴨川治三郎ハ昨十二日願ニ依リ本官ヲ免セラレタリ

◉官吏卒去及死去　休職佐賀縣知事從四位勳四等時永浦三郎ハ本月七日卒去シ鐵道省事務官從六位勳六等上原卯太郎ハ去月十七日死去セリ

警察及監獄

◉豫約出版届出　豫約出版法ニ依リ本月七日警視廳ヘ豫約出版ヲ届出テタルモノ左ノ如シ

題號　國澤禪學大成
著作者　宮裡祖泰佐藤黃楊
發行者　宮下軍平
發行所　東京市神田區錦町一丁目十六番地二松堂書店
著手年月日　昭和四年二月十八日

◉豫約出版廢絕　昨三年十一月札幌市南五條西二丁目二二小笠原孝治郎ヨリ北海道廳ヘ届出テタル「御即位御大典賜餞拜戴記念寫眞帖」ノ豫約出版ハ去月二十四日廢絕セリ

◉在刑務所人員　昭和三年十一月中人出所並月末在所人員左ノ如シ（人員）

受刑者

	刑事被告人	越員	入所	出所	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
男	三八、二二二	三、五二五	四、四二五	三七、三二二	三七、五七七	三七、三二二	三七、五七七	△ 五四四	△ 一九七
女	二、八二九	三、二七三	三、〇七八	三〇、〇七八	三〇、〇七八	三〇、〇七八	三〇、〇七八	△ 九〇〇	△ 二五五
計	四二、一七九	六、七〇六	八、一七七	四〇、七〇八	四〇、七〇八	四〇、七〇八	四〇、七〇八	△ 一、四四七	△ 四九六

（備考）内朝鮮人受刑者男八百九十五人、刑事被告人男六十五人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニ依リ區別スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那 男	一三六	五	一四一
女	二		二
露西亞 男			一
伊太利 男			一
總計 男	一三九	五	一四四
女	二		二

褒賞

◉褒狀下賜　公益ノタメ私財ヲ寄附セシ廉ヲ以テ昭和四年一月二十五日褒狀ヲ下賜セラレタル者左ノ如シ（官勳局）

勳三等　根津　嘉一郎

昭和三年七月群馬縣佐波郡伊勢崎町道路及水路擴張費金三千圓寄附ス仍テ褒章條例ニ依リ之ヲ表彰セラル

群馬縣北甘樂郡馬山村　須賀　悅夫

昭和三年六月群馬縣北甘樂郡馬山村縣道改修費金二千圓寄附ス（以下前同文）

福岡縣遠賀郡折尾町　三好　セキ

昭和三年十月愛國婦人會福岡支部經費金一千圓寄附ス（以下前同文）

福岡縣遠賀郡蘆屋町　田中　幾太郎

昭和三年九月福岡縣若松市立大弓場建築費金三千圓寄附ス（以下前同文）

正三位勳一等　白仁　武

昭和三年七月八幡市土木費金一千圓寄附ス（以下前同文）

福岡縣鞍手郡宮田町　貝島　榮子

昭和三年九月愛國婦人會福岡支部經費金一千圓寄附ス（以下前同文）

宮崎縣兒湯郡高鍋町　河野　愛香

昭和二年十一月釧路市警備費金一千圓寄附ス（以下前同文）

小樽市稻穗町　酒井　正七

大正十二年九月關東大震火災救援費金五千圓寄附ス（以下前同文）

勳六等　武藤　互三

昭和三年十月北海道勇拂郡苫小牧町消防機械器具購入費金一千圓寄附ス（以下前同文）

勳八等　森　正則

大正十二年九月關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）

小樽市入舟町　森　正則

大正十二年九月關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）

同　村林　己之助

大正十二年九月關東大震火災救援ノ爲下駄五千足寄附ス（以下前同文）

室蘭市輪西町　井川宇左エ門

（各通）北海道勇拂郡苫小牧町　井上　次郎

同　池田　脇治

昭和三年九月北海道勇拂郡苫小牧町消防機械器具購入費金一千圓寄附ス（以下前同文）

勳三等　金子　元三郎

大正十二年九月關東大震火災救援費金三千圓寄附ス（以下前同文）

茨城縣北相馬郡井野村　寺田　省歸

（各通）小樽市花園町　青木　乙松

大正十二年九月關東大震火災救援費金二千圓寄附ス（以下前同文）

正八位　山本　厚三

大正十二年十月關東大震火災救援費金二千圓寄附ス（以下前同文）

小樽市南濱町　大上　慶五郎

大正十二年十一月關東大震火災救援費金二千圓寄附ス（以下前同文）

正六位勳六等　高橋　康世

故高橋直治大正十二年九月關東大震火災救援費金一千五百圓寄附ス（以下前同文）

埼玉縣兒玉郡賀美村　岩田　三平

（各通）小樽市稻穗町　野口　吉次郎

大正十二年九月關東大震火災救援費金一千五百圓寄附ス（以下前同文）

小樽市入舟町　森　正則

大正十二年九月關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）

同　村林　己之助

大正十二年九月關東大震火災救援ノ爲下駄五千足寄附ス（以下前同文）

室蘭市輪西町　井川宇左エ門

（各通）北海道勇拂郡苫小牧町　井上　次郎

同　池田　脇治

昭和三年九月北海道勇拂郡苫小牧町消防機械器具購入費金一千圓寄附ス（以下前同文）

勳六等　小倉　福之助

昭和三年十月岐阜縣吉城郡坂下村費金一千圓寄附ス（以下前同文）

北海道岩內郡岩內町　本間　作平

昭和三年八月縣社岩內神社基本金トシテ五分利勸業債券額面金一千圓及金二千圓寄附ス（以下前同文）

同　北見　新藏

昭和三年七月縣社岩內神社ヘ大鳥居一基寄附ス（以下前同文）

函館市谷地頭町　埜邑　直次

（各通）函館市鹽止町　埜邑　清

昭和三年十二月北海道瀨棚郡瀨棚町火防用水路新設費金一千圓寄附ス（以下前同文）

甲府市和田平町　寺田　喜平治

昭和三年七月恩賜財團濟生會ヘ金二千五百圓寄附ス（以上前同文）

千葉市千葉　紅谷　四郎平

大正十四年四月千葉市道路敷地トシテ土地八畝二十二歩餘寄附ス（以下前同文）

同　村田　金太郎

大正十四年四月千葉市道路敷地トシテ土地四畝二十六歩寄附ス（以下前同文）

千葉市寒川　勝田　芳之助

大正十四年四月千葉市道路敷地トシテ土地四畝十七歩寄附ス（以下前同文）

千葉市千葉寺　秋元　鳳子

大正十四年四月千葉市道路敷地トシテ土地一畝十六歩餘寄附ス（以下前同文）

千葉市寒川　石橋　せき

大正十四年四月千葉市道路敷地トシテ土地三畝歩餘寄附ス（以下前同文）

東京市神田區紺屋町　村上　傳三郎

大正十五年十月千葉市道路敷地トシテ土地二畝十一歩寄附ス（以下前同文）

勳八等　武藤　互三

昭和三年十月恩賜財團濟生會ヘ金二千圓寄附ス（以下前同文）

岐阜縣恵那郡岩村町　勝川　孝平

故勝川順平昭和三年七月恩賜財團濟生會ヘ金一千圓寄附ス（以下前同文）

岐阜縣本巢郡眞桑村　福田　繼治郎

昭和三年八月恩賜財團濟生會ヘ金一千圓寄附ス（以下前同文）

勳七等　小倉　福之助

昭和三年十月岐阜縣吉城郡坂下村費金一千圓寄附ス（以下前同文）

許 635 号

昭和三年十月岐阜縣吉城郡坂下村郵局購入費金一千圓寄附ス（以下前同文）
福井縣坂井郡三國町　本多　四郎平
大正十三年九月　郷社神明神社ヘ燈籠一基寄附ス（以下前同文）
同　高山　末吉
昭和二年十一月郷社　神明神社ヘ神馬臺石共一基寄附ス（以下前同文）
東京市芝區三田一丁目　廣瀬　太次郎
大正六年八月郷社神明神社ヘ石鳥居一基及昭和三年九月同神社ヘ拝殿一棟並内陣調度品共寄附ス（以下前同文）
千葉縣印旛郡本埜村　海老原　卓爾
昭和三年十月千葉縣印旛郡本埜村役場建築費金一千圓寄附ス（以下前同文）
島根縣簸川郡園村　武田　賢市
昭和三年四月縣社　長濱神社ヘ鳥居一基設備共寄附ス（以下前同文）
島根縣仮石郡志々村　藤原　文太郎
昭和三年七月村社　明銀神社基本財産トシテ土地一段一畝一歩並本共並同神社ヘ唐獅子建設費金百五圓寄附ス（以下前同文）
從七位　田部　華吉
昭和三年九月村社　丑寅神社建築費金一千圓寄附ス（以下前同文）
山形縣東置賜郡漆山村　多勢　亀五郎
昭和二年八月　山形縣赤湯警察署用自動自轉車一臺及同三年五月同縣　長井警察署ヘ自動車一臺寄附ス（以下前同文）
山形縣東置賜郡和田村　安部　勘七
大正九年六月山形縣　東置賜郡和田村土木費金一千圓寄附ス（以下前同文）
勳四等　本間　光彌
昭和三年十月愛國婦人會山形支部建築費金一千圓寄附ス（以下前同文）
三重縣河藝郡合川村　鈴木　保太郎
昭和三年八月三重縣河藝郡合川村役場建築費金一千圓寄附ス（以下前同文）
金九　九三郎
昭和三年八月三重縣河藝郡合川村役場　建築費金二千圓寄附ス（以下前同文）
同　進
昭和三年八月三重縣河藝郡合川村役場　建築費金一千圓寄附ス（以下前同文）
中內　秀太郎
昭和三年八月三重縣河藝郡　合川村役場建築費金二千四十圓並同村合川尋常高等小學校試作土地購入費金トシテ金七百二十圓寄附ス（以下前同文）
和歌山縣海草郡宮前村　小川　貞藏
昭和三年六月和歌山縣　海草郡宮前村教育會別基金トシテ金一千圓及同年九月同村（柳大典記念トシテ警鐘臺一基寄附ス（以下前同文）
香川縣木田郡奥鹿村　藤澤　克太郎
昭和三年五月香川縣木田郡　奥鹿村道路敷地買收費金一千百十八圓餘寄附ス（以下前同文）
新潟縣中蒲原郡亀田町　南場　清平
昭和三年四月國幣中社　金刀比羅宮祭具費金一千圓寄附ス（以下前同文）
山梨縣北都留郡鳥田村　橋濱　治郎
昭和三年四月國幣中社　金刀比羅宮寶物手入費金一千圓寄附ス（以下前同文）
熊本縣下益城郡豐福村　福海　虎次郎
昭和三年三月國幣中社　金刀比羅宮修營費金一千圓寄附ス（以下前同文）
從三位勳三等伯爵　松平　頼壽
昭和三年五月香川縣　高松警察署用自動車購入費金二千三百圓寄附ス（以下前同文）
勳七等　久保　榮吉
昭和三年九月郷社宇佐神社　基本金トシテ金一千圓寄附ス（以下前同文）
正二位　柳原　愛子
大正十二年十月　關東大震火災救援費金一千五百圓寄附ス（以下前同文）
正四位子爵　松平
（各通）　公爵　德川　定靖
大正十二年九月　關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）
慶光
（各通）　正五位　三井源右衛門
東京市牛込區若松町　三井　高修
大正十二年九月　關東大震火災救援費金五千圓寄附ス（以下前同文）
從三位勳四等伯爵　亀井　茲常
（各通）　正三位伯爵　德川　達道
大正十二年九月　關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）
從四位男爵　三井　泰太郎
大正十二年九月　關東大震火災救援費金二千圓寄附ス（以下前同文）
從四位伯爵　酒井　忠正
大正十二年九月　關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）
神戸市能池通三丁目　江守　善六
大正十二年十月　關東大震火災救援費金一千圓寄附ス（以下前同文）
山梨縣東八代郡曳駒村　堀內　良平
大正十三年一月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
鶴岡市大淵町　菅沼　寛藏
大正十二年十一月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
鹽一等　柏谷　義三
大正十二年十二月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
從三位勳二等　鎌田　榮吉
勳五等　武內　金平
（各通）　國藏
東京市牛込區矢來町　最上　五十嵐　直三
大正十二年十一月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
東京市牛込區納戸町　榮吉
大正十二年十一月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
正五位勳五等　恒藤　規隆
大正十二年十二月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
東京市牛込區早稻田南町　前島　霞太郎
大正十三年一月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
正四位勳二等　橋本　圭三郎
（各通）　東京府豐多摩郡淀橋町　三木　榮八
大正十二年十一月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
從四位子爵　松平　義爲
大正十二年十二月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
正四位勳一等　藤田　四郎
大正十二年十一月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
正四位勳三等　岡崎　邦輔
大正十二年十二月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
從五位勳二等　小田切萬壽之助
（各通）　正三位勳二等　水野　錬太郎
大正十二年十一月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
正五位男爵　園田　武彦
（各通）　東京府荏原郡大崎町　松田　好生
勳四等　宮崎壽久太郎
大正十二年十二月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
東京府北豐島郡滝野川町　滋澤　秀雄
大正十二年十月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
岐阜縣稻葉郡加納町　宮田　吉三郎
同　堀　甚三郎
岐阜縣稻葉郡本荘村　瀧田　新太郎
同四等　松原　芳太郎
岐阜縣稻葉郡池田村　齊藤　正助
勳七等　遠藤平左衛門
岐阜縣養老郡笠郷村　谷　金吾
大正十三年一月　大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）
正八位　小林　榮治
大正十二年十一月大震災善後會（金一千圓寄附ス（以下前同文）

○陸海軍

◎學生退校　陸軍軍醫學校乙種士官學生陸軍三等軍醫秋之下政雄ハ陸軍軍醫學校令第十七條ニ依リ本月九日退校セリ（陸軍省）

○學事

◎生徒卒業　東京高等商船學校ニ於テ本月七日左記ノ者ニ卒業證書ヲ授與セリ（文部省）
航海科
機關科
黒澤源一郎　瀬戸　末吉　南波佐間豊
小原　强　角田　三郎　宮田　次郎
◎寄贈圖書　去月中九州帝國大學附屬圖書館ニ寄贈ノ圖書ハ和漢書百十五點、洋書十四冊、新聞雜誌類百八十九種ナリ（文部省）

○產業

◎磅相場　磅相場一磅ニ付本月四、五兩日金十圓六十九錢六厘四毛、六日ヨリ九日ニ至ル各日金十圓六十六錢六厘七毛ナリ（横濱正金銀行報告ニ據ル）
◎綿織物產額概況　商工省ノ調査ニ係ル昭和三年十二月ノ全國綿織物產額概況左ノ如シ（商工省）
昭和三年十二月ニ於ケル綿織物產額ハ總額（宮崎ヲ除ク）六八、四二一、七六四圓內廣幅物五一、三六三、三三〇圓（七割五分一厘）、小幅物一四、〇二二、三三七圓（二割五厘）、特殊物三、〇三六、〇九七圓（四分四厘）ニ比スレハ廣幅物二、四六三、六〇一圓（五分四厘）、小幅物一、三二二、八〇一圓（二割三厘）、特殊物四七二、〇四〇圓（一割八分五厘）ヲ各增加セリ之ヲ前年同期（宮崎ヲ除ク）ニ比スレハ特殊物五七、〇三七圓（一割五分五厘）ヲ減少シ廣幅物八、五二一七、九六二圓（一割九分九厘）、小幅物一、三三七三八圓（一分）ヲ各增加シ總額ニ於テ八、一〇四、六六三圓（一割三分四厘）ヲ增加セリ
而シテ之ヲ種類別ニ觀レハ廣幅物ニ於テ產額ノ最モ多キハ金巾ノ一二、四二三、七二一圓ニシテ總額ノ一割八分二厘ヲ占メ之ニ亞ク入綾綿布七、六一〇、一五九圓（一割一分一厘）、綿繻子六、三三七、二九八圓（九分三厘）、綿「ネル」（生地ヲモ含ム）五、〇〇五、六六〇圓（七分三厘）等ナリ又小幅物ニ於テ產額ノ最モ多キハ白木綿ノ四、四九九、〇三八圓（六分六厘）ニシテ續木綿三、一六七、九八三圓（四分六厘）、絣木綿三、一三七、一一九圓（四分六厘）等之ニ亞ク次ニ特殊物ニ於テハ「タオル」一、三〇二、八〇八圓（一分九厘）最モ多ク其他ハ合シテ一〇、一八一、一三四圓（一割四分九厘）ナリ
更ニ之ヲ地方別ニ觀ルニ大阪ノ一六、五五七、五〇二圓最モ多ク總額ノ二割四分二厘ヲ占メ愛知、静岡、兵庫、和歌山、岡山（愛媛、三重等順次之ニ亞ク
尙本產額ヲ種類別ニ而セハ左ノ如シ

種類	數量又ハ價格	十二月分 數量	十二月分 價額	十一月分 數量	十一月分 價額	前月ニ比シ增減（印ハ減） 數量	前月ニ比シ增減（印ハ減） 價額
廣幅物							
綾	綿布	四〇六、三三五	七、六一〇、一五九	四、三九一、〇四五	七、六四〇、四七七	一、〇四五	一、四七〇、四七七
綿	繻子	三二、一一〇	三、二三七、二九八	三二、三一〇	三、二三七、二九八	一、一一〇	一、一一〇、一一〇
金	巾	三二、一一三	三、一二一、一二一	三二、三一三	三、一二一、一二一	一、一一三	一、一一〇、一一〇
粗	布	三二、〇一一	三、〇三三、八一四	四、三三七、四五一	三、三三、七六七	一、二二六	一、一一三、一一三
天	竺木綿	一四、〇一一	一、八七七、八〇一	一、三八六、四八一	一、八六六、四八一	一、三八五	一、八六六、四八一
綿	縮	六、八六一	一、〇八八、四六一	五、一九九、一四四	一、〇八八、四六一	九、一二二	一、〇八八、四六一
綿	小倉	一、六四四	一、六四四、〇四一	四、一二一、六六〇	一、六四四、〇四一	一、六四四	一、六四四、〇四一
綿「ネル」（生地ヲモ含ム）		三四、一四六、一一〇	四、〇〇四、六六〇	三六、四四一、八四六	四、〇〇四、六六〇	一、六、一一〇	一、〇一一、一一〇
其他		—	一、九二六、三三四	—	一、九二六、三三四	—	一、九二六、三三四
計		—	一〇、九三六、八三四	—	一〇、九三六、八三四	—	一〇、九三六、八三四
小幅物							
白	木綿	七三三、三六四	四、四九九、〇八六	六、七九六、〇四六	四、四九九、〇八六	四、二九六、〇四六	四、四九九、〇八六
晒	木綿	四、六三〇、四四一	四、一六七、六六二	四、一六七、六六二	四、一六七、六六二	一、〇一一、四四一	一、〇一一、四四一
絣	木綿	一、二六六、四三三	一、〇一一、四四一	一、〇一一、四四一	一、〇一一、四四一	一、〇一一、四四一	一、〇一一、四四一
織	色木綿	六、〇一一	一、一一一、〇一〇	六、〇一一	一、一一一、〇一〇	六、〇一一	一、一一一、〇一〇
綿	縮	一一〇、一一一	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	—	一、一一一、一一一
其他		—	一、一一一、一一一	—	一、一一一、一一一	—	一、一一一、一一一
計		—	一二、一六〇、五三四	—	一二、一六〇、五三四	—	一二、一六〇、五三四
特殊物							
「タオル」		一、〇四二、一二四	一、一〇四、二〇八	一、一〇四、二〇八	一、一〇四、二〇八	一、一一〇、二〇八	一、一〇四、二〇八
調帶「ホース」		三、九九六	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八	三、二〇八
「テープ」類		一、八九九、二四四	八、二〇八、二一四	一、八四四、四〇六	八、二〇八、二一四	一、八四四、四〇六	八、二〇八、二一四
他		一、〇四六、〇六七	一、一一〇、一四〇	一、一一〇、一四〇	一、一一〇、一四〇	—	一、一一〇、一四〇
其計		—	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	—	一、一一一、一一一
合計		—	大、八二二、二六四	大、四二一、二六四	大、四二一、二六四	四、二一六、八四四	四、二一六、八四四
（備考）宮崎縣ハ產額慨少（昭和元年ニ於ケル產額一四五、二四一圓）ナルト調査困難ナル事情トニ依リ報告ヲ缺セス							

◎鑛業事項　鑛業法ニ依リ處分シタルモノ左ノ如シ（商工省）
試掘願許可

登錄番號	鑛區所在地	鑛種	面積	鑛業權者住所氏名	許可及登錄ノ月日
鳥取	五、一七 岩美郡小田村	金、銀、銅	九、一〇〇 坪	兵庫縣養父郡八鹿町 米田　直三郎	三年二月
福井	一、二一四 今立郡下池田村	同	二七五、二九六	大阪市南區大和町 渡邊　スエ	二、二四
廣島	一三、一六 蘆品郡服部村、深安郡廣瀨村	銀銅、鉛、亞鉛	一三、三〇〇	東京市麹町區永樂町一丁目 高田鑛業株式會社	二、二四
愛媛	二、八六、一 西宇和郡町見村	銅	八、八三七	愛媛縣西宇和郡町見村 兵頭　宇治吉 外二人	二、二四
奈良	九六〇 南葛城郡葛城村、葛城村	金、銀、銅、水鉛	三五一、三〇〇	奈良縣宇智郡野原村 岡本　宮楠	二、二四
愛媛	二、八六二 温泉郡坂本村	石炭	四三三、五一二	愛媛縣西宇和郡川之石町 株式會社むつみ屋	二、二四
兵庫	二、五五五 朝來郡山口村	金、銀、銅、錫	二一九、八〇〇	兵庫縣朝來郡山口村 椿野　重太郎 外二人	二、二四
島根	一、五二二 邇摩郡久利村、安濃郡長久村	金、銀、銅、鉛、亞鉛	三五六、四七〇	松江市外中原町 山陰石膏株式會社 外一人	二、二四
愛媛	二、八六三 東宇和郡下宇和村	滿俺	二二六、七〇〇	八幡市枝光港町二丁目 宗　仁吉	二、二四
同	二、八六四 宇摩郡土居村、富郷村	銀銅、硫化鐵	七五三、六〇〇	東京市麹町區八重洲町一丁目 久原鑛業株式會社	二、二四
福井	一、二一五 大野郡下穴馬村、石徹白村	同	八〇七、七五〇	福井縣大野郡石徹白村 上村　常治郎 外四人	二、二四
奈良	九六一 宇陀郡曾爾村、雙三郡萩郷村、和田村三良坂町	同	二六六、一〇〇	名古屋市東區撞木町二丁目 石川　保次郎	二、二六
廣島	一三、一七	同	八〇〇、六〇〇	岡山縣英田郡西粟倉村 延東　恒平 外四人	二、二六
岡山	二、六二一 都窪郡中庄村	金、銀、銅	二九七、〇〇〇	倉敷市倉敷 小川　清一	二、二七
高知	一、一〇二 長岡郡天坪村、上倉村、土佐郡土佐山村	滿俺	九五一、三〇〇	大阪府豐能郡豐中町 石原鑛業合資會社	二、二七
廣島	一、三一八 豐田郡豊濱村	金、銀、銅、鉛、亞鉛、硫化鐵	二二七、八〇〇	愛媛縣西宇和郡喜須來村 大塚　茂雄	二、二八
富山	七九四 下新川郡愛本村	金、銀、銅、鉛、亞鉛、硫化鐵	二九〇、四〇〇	大阪府三島郡千里村 高津　啓一	四年一、四
德島	一、二二二 美馬郡八千代村、半田町	銅、硫化鐵	八三八、二九九	東京市麹町區八重洲町一丁目 久原鑛業株式會社	一、四
愛媛	二、八六五 喜多郡大瀬村	同	一九九、六〇〇	同　所　久原鑛業株式會社 上	一、四
高知	一、二〇三 長岡郡吉野村、愛媛縣宇摩郡富郷村	同	三一六〇〇〇	同　所　久原鑛業株式會社 外一人	一、四
同	一、二〇四 長岡郡大杉村、西豊永村	銀、銅、硫化鐵	七九八、六〇〇	大阪市東區粉川町 須子　英一	一、四
同	一、二〇五 土佐郡大川村、愛媛縣宇摩郡別子山村	同	九九七、七四四	東京府荏原郡蒲田町 小塩　新	一、四
富山	七九五	黑鉛	六四四、四〇〇	高岡市源平町 中条　政吉	一、四

昭和63年5月5日　本文

福井	一、二一六	大野郡下穴馬村	金、銀、銅	三一八、二〇〇	東京市麹町區八重洲町一丁目 重吉
同	一、二一七	今立郡上池田村	鐵	六八二、五六九	京都府紀伊郡伏見町 河崎 外二人
京都	二、三三二	船井郡胡麻郷村、高原村	滿俺	二一、〇〇〇	京都府船井郡胡麻郷村 中島鐵業株式會社
同	二、三三三	天田郡三岳村、上川口村	銀、銅、鉛、亞鉛、硫化鐵	一〇八、二八〇	神戸市宮本通七丁目 吉田 實治郎
同	二、三三四	北桑田郡大野村	滿俺	九六、二七〇	京都府北桑田郡大野村 花井 金五郎
富山	七九六	上新川郡大山村	金、銀、銅	九三、六〇〇	東京市芝區西久保櫻川町 山縣 孝亮
愛媛	二、八六六	宇摩郡川滝村	銅	一二、九四〇〇	愛媛縣宇摩郡金田村 宮崎 成見 外四人
京都	二、三三五	船井郡下和知村	金、銀、銅、重石	八二五、七〇〇	大阪府中河內郡高井田村 池田 梅藏
愛媛	二、八六七	伊豫郡佐禮谷村、廣田村、中山町	鐵、硫化鐵	五四四、二〇〇	兵庫縣武庫郡精道村 藤野 守一
三重	二、〇八五	名賀郡花垣村	亞炭	二〇八、五〇〇	堺市李橋通貳丁 石原 長次
兵庫	二、五五六	有馬郡山口村、鹽瀬村	金、銀、銅、硫化鐵	一七五、四〇〇	神戸市脇塚町九丁目 楢原 惣三 六人
石川	一、〇一五	能美郡鳥越村、西尾村	金、銀、銅、鉛、亞鉛	六四八、二五〇	東京市小石川區久堅町 落合 民助 外
同	一、〇一六	同郡鳥越村、新丸村	同	六四八、七〇〇	同 上
岡山	二、六二二	川上郡成羽町	石炭	八四八、九〇〇	福岡縣嘉穗郡穗波村 城千 外二人
廣島	一、三一九	比婆郡東城町	滿俺	四五三、一〇〇	東京市芝區三田功運町 白石 琢二
京都	二、三三六	南桑田郡旭村	同	五七、九二五	京都府南桑田郡旭村 人見 多次郎
愛媛	二、八六八	新居郡大生院村、中萩村	銅	八六三、七〇〇	愛媛縣新居郡西條町 伊藤 祐義

○通運

◎船舶類請賣認可　逓信省ニ於テ船舶信號器救命具取締規則ニ依リ三重縣北牟婁郡尾鷲町大字南浦一七六番地明慶權一ニ船舶信號器及救命具ノ請賣ヲ認可シ本月一日認可狀第一一三號ヲ神戸市兵庫西出町一九四番地ノ第賀純次ニ船舶信號器及救命具ノ請賣ヲ認可シ同六日認可證書第一一一四號ヲ執モ交付セリ(逓信省)

○衛生

◎代用消毒藥品檢定　代用消毒藥檢定規程ニ依リ左ノ通檢定ヲアツタシタル旨傳染病研究所ヨリ報告アツタリ(內務省)

藥品名	後藤「デシン」第五〇號
出願者名	後藤鈦二郎
出願月日	十二月二十七日
檢定月日	一月二十九日
檢定番號	第六五號
數量	一万三千三百封度
檢定成績	合格
指示シタル代用藥品名	石炭酸水及「クレゾール」水
指示シタル製法	後藤「デシン」溶液

〔後藤「デシン」水溶液〕

後藤「デシン」	九十七分
後藤「デシン」溶液ヲ製スルニハ定量ノ「後藤デシン」ニ定量ノ水又ハ湯ヲ加ヘ攪拌溶解セシム	三分
小分豫定容器數	一封度鑵入　九千三百鑵、四十封度鑵入　一百鑵

帝國議會

○貴族院

◎會議　昨十二日ノ議事經過左ノ如シ

國務大臣ノ演說ニ關スル件(第十一日)

右件ハ之ヲ終了スルニ至ラシテ延會ス

裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

大正二年法律第九號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

右兩案ハ之ヲ同一ノ特別委員(議長指名)ニ付託ス

借地借家臨時處理法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

右議案ハ之ヲ裁判所ノ設立ニ關スル法律案外一件ト同一ノ特別委員ニ付託ス

資源調査法案(政府提出)

右議案ハ之ヲ特別委員(議長指名)ニ付託ス

◎國務大臣出席　田中內閣總理大臣兼外務大臣、小川鐵道大臣、岡田海軍大臣、白川陸軍大臣、中橋商工大臣、望月內務大臣、原司法大臣、久原遞信大臣、勝田文部大臣ハ昨十二日ノ會議ニ出席セリ

◎議案提出　昨十二日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

宗教團體法案

寺院等ノ國有境內地處分ニ關スル法律案

◎議案受領　昨十二日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

昭和四年度歲入歲出總豫算案竝昭和四年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

◎常任委員當選　昨十二日第六部ニ於テ豫算委員ノ補闕選擧ヲ行ヒシニ竹越與三郎當選セリ

◎委員長副委員長互選　昨十二日常任委員會ニ於テ委員長副委員長ヲ互選セリ其結果左ノ如シ

豫算委員會

委員長	伯爵柳澤　保惠
副委員長	男爵大井　成元

◎分科決定及分科擔當委員選定　昨十二日常任委員會ニ於テ分科ヲ決定シ擔當委員ヲ選定セリ其結果左ノ如シ

豫算委員

第一分科(歲入、大藏省)

侯爵佐木行忠　伯爵柳澤　保惠
子爵大河內輝耕　子爵波邊　千冬
男爵阪谷　芳郎　男爵長　基連
橋本圭三郎　菅原　通敬
藤山　雷太　本間千代吉

兼務

江木　翼　濱　田　四郎
阪本彭之助

第二分科(外務省、司法省)

侯爵中御門經恭　伯爵柳澤　保惠
伯爵樺山　愛輔　子爵波邊　千冬
男爵坂本　俊篤　男爵長　基連
赤池　濃　菅原　通敬
花井　卓藏　本間千代吉
津村　重舍

兼務

子爵曾我　祐邦
倉知　鐵吉

第三分科(內務省、文部省)

侯爵大隈　信常　子爵野村　益三
眞野　文二　若林　賚藏
男爵黑田　長和　太田　政弘
南　弘　阪本彭之助
湯浅　倉平　川崎　卓吉
上郎　清助　松村　義一

兼務

湯地　幸平
長尾元太郎

第四分科(陸軍省、海軍省)

公爵一條　實孝　男爵大井　成元
子爵大久保　立　子爵大河內正敏
江木　翼　男爵井上　清純
竹越與三郎
五十嵐甚藏

兼務

伯爵樺山　愛輔　男爵坂本　俊篤
松本勝太郎

第五分科(農林省、商工省、逓信省)

子爵前田　利定　子爵曾我　祐邦
男爵中島久萬吉　男爵稻田　昌植
湯地　幸平　澤山精八郎
山田　惠一　森田　福市

兼務

男爵郷　誠之助　橋本圭三郎
加藤政之助　本間千代吉

第六分科(鐵道省、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、樺太廳、南洋廳)

伯爵酒井　忠克　子爵青木　信光
子爵井上匡四郎　子爵裏松　友光
男爵郷　誠之助　小松謙次郎
男爵辻　太郎　藤田　四郎
倉知　鐵吉　山之內一次
松本勝太郎　長尾元太郎

兼務

侯爵佐木行忠　子爵伊東　祐弘
子爵野村　益三　男爵稻田　昌植
川崎　卓吉　湯浅　倉平
松村　義一

◎特別委員選定　昨十二日議長ニ於テ特別委員ヲ左ノ如ク選定セリ

裁判所ノ設立ニ關スル法律案、大正二年法律第九號中改正法律案、借地借家臨時處理法中改正法律案特別委員

侯爵細川　護立	伯爵寺島誠一郎
子爵秋月　種英	子爵井伊　直方
富谷鉎太郎	男爵渡邊　修二
石渡　敏一	關　直彥
澤田　喜彥	

資源調査法案特別委員

侯爵中御門經恭	伯爵松平　頼壽
子爵曾我　祐邦	內田　嘉吉
太田　政弘	男爵長　基連
橋本圭三郎	加藤政之助
今井　五介	

◎書類配付　昨十二日左ノ書類ヲ配付セリ

議事日程第十四號

右郵送

宗教團體法案

寺院等ノ國有境內地處分ニ關スル法律案

昭和四年度歲入歲出總豫算案竝昭和四年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

右文書函ニ投入

◎委員會　今十三日開會ノ委員會左ノ如シ

請願委員第二分科會

請願委員第四分科會

決算委員第五分科會

以上議事散會後

◎議事日程　今十三日ノ議事日程左ノ如シ

議事日程　第十四號

昭和四年二月十三日(水曜日)

午前十時開議

一　國務大臣ノ演說ニ關スル件(第十二日)

○衆議院

◎議席變更　昨十二日衆議院規則第十五條但書ニ依リ議長ニ於テ議席ヲ左ノ通變更セリ

番號		番號	
四五	中西六三郎	四六	鶴岡　和文
五一	原　肇	五七	岸本　康通
九四	高島　順作	九五	瀧　正雄
九六	大內　暢三		

◎會議　昨十二日ノ本會議ハ午後一時三十九分開議同七時五十一分散會ス其議事經過左ノ如シ

昭和四年度歲入歲出總豫算案竝昭和四年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

右兩案ハ一括シテ院議ニ付シ討論中「原敬兵衛君提出討論終局ノ動議」ヲ可決シ「町田忠治君提出昭和四年度豫算案ハ政府ニ於テ一旦之ヲ撤回シ編成替ノ上改メテ議會ノ協贊ヲ求ム(シトノ動議」ヲ否決シ次テ兩案ヲ一括シテ之ヲ可決ス

殘餘ノ日程ヲ延期シ本日ハ之ニテ散會ス(シトノ動議(原敬兵衛君提出)

右動議ハ之ヲ可決ス

◎國務大臣出席　田中內閣總理大臣兼外務大臣、小川鐵道大臣、岡田海軍大臣、白川陸軍大臣、中橋商工大臣、三土大藏大臣、山本農林大臣、望月內務大臣、原司法大臣、久原遞信大臣、勝田文部大臣ハ昨十二日ノ會議ニ出席セリ

◎議案提出　昨十二日議員ヨリ提出シタル議案左ノ如シ

產業委員會法案(藤原米造外七名提出)

宮崎鹿兒島兩縣下ニ於ケル官營製炭廢止ニ關スル建議案(矢野力治外一名提出)

富士身延鐵道買收ニ關スル建議案(篠原和市外十五名提出)

大隅半島ニ高等蠶絲學校設置ニ關スル建議案(永田良吉提出)

◎議案送付　昨十二日貴族院ニ送付シタル政府提出案左ノ如シ

昭和四年度歲入歲出總豫算案竝昭和四年度各特別會計歲入歲出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

◎委員會　今十三日開會ノ委員會左ノ如シ

懲罰委員會

地租條例廢止法律案(政府提出)外十六件委員會

以上午前十時

蠶絲業法中改正法律案(政府提出)委員會

午後一時

鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)委員會

府縣制中改正法律案(政府提出)外三件委員會

以上午前十時

地方行政

◎縣會議員當選　愛知縣ニ於テ本月五日岡崎市選擧區選出縣會議員ノ選擧ヲ行ヒシニ菅野經三郎當選セリ(愛知縣)

在外公館報告

◎羅馬尼亞國下院ニ於ケル貨幣法通過　本件ニ關スル本月八日著在羅馬尼亞國臨時代理公使張間利春電報左ノ如シ(外務省)

羅貨安定ヲ目的トスル貨幣法ハ二月六日下院ヲ通過セリ右ハ最近巴里ニテ成立セル約一億弗ノ借款ト相俟テ銀行券ノ兌換制確立ヲ主眼トセルモノナリ

◎英國商況　本件ニ關スル本月八日著倫敦駐在松山兩務參事官電報左ノ如シ(外務省)

金融ハ賣金潤澤ニ日貸三分乃至三分半金流出最近一週間米國向百七十万磅ヲ始メ合計三百万ヲ超エ過去五箇月間ニ千六百万ノ流出アリ英關銀行金保有高一億五千万ヲ割リ屢〻同行ノ金利引上ケ操想セラレタル處本日愈〻五分半ニ引上ケ決定株式公債類一斉ニ低落爲替對米磅幾分引戻シ四弗八十五仙十六分ノ一買貨ハ對支問題解決ノ報入リ稍〻持直シ一志十片半、產業界依然頭靜英關銀行金利引上ハ已ムヲ得サルモノトスルモ產業進展ニ惡材料タル(シト觀測スルモノ多シ二十八日現在失業者百三十九万對露輸出促進ノタメ通商關係回復輿論有力ト爲リ英國官業國ハ近々露都訪問通路鐵道工場家屋建築材料農具機械賣込ニ商談ノ筈對露輸出額ハ通商關係斷絶前年千四百四十万磅ナリシモ斷絶當年卽チ一九二七年ニハ三百餘万ヲ減少「鐵鋼界ハ造船建築材料等ニ內外需要相當ニシテ一般ニ强調、鉄ト開散、墨板鉛、稍〻回復採炭一週五百二十万噸、從業者九十万海軍一等炭十九志半、綿業兩地需要弗々ナル不海外註文ハ各方面トモ不味開散(Lancashire Textile Corporation)ハ設立後經過順當ニ進行ノ模樣從來操短問題ハ來綿ニ限ラレタル處埃、及綿ニ於テモ愈〻操短スルコト、爲リ十三日ノ法定ヲ待チ今後二箇月間一週三十二時間作業ノ筈、羊毛手持相當ニ消費進ク相場軟弱「トップ」六十四番四十六片、人絹上物內地需要活況南米方面織物引合相當ナル東洋向註文開散、議論ハ在孝增ニ拘ラス强調相場十一片、日本商品書蹴豆新物二十志六片、薄荷七志、大豆十一磅十七志、大豆油三十一磅、窒鑛詰强調、絹物ハ先週來先安見越ニ買手控ヘノ處本邦產地高ヲ傳ヘ一層重要物ノ買證リヲ則戟シ商議進マス相場先週値段ヲ維持スルモ大體ニ軟規、傷船界「リバープ

第三種郵便物認可 6335 官報

レート區々ニ千四壱瓦米間敷東洋方面鈍調ナルモ滿洲方面比較的手堅ク滿洲印度間二十三志三片

◎紐育商況 本件ニ關スル本月十日著紐育駐在商務官記言原明治郎電報左ノ如シ(外務省)

株式市場ハ準備銀行ノ投機警戒勧告及英國銀行利上ケニ崩落勤揺ヲ現クルカ後稍ゝ落著キ一般商工業界ハ織鋼銅綿織石油精製ノ諸工業活況其他一般底固ク推移シツヽアリ綿織物市況良好羽二重像然相場不變ナルモ堅實商ヒアリ絹紬ハ産地高ニ拘ラス當地相場ハ三十二仙見當保合費行相當ニ良シ

觀象

◎全國氣象

(電報) 氣區ノ一ハ米國下ノ項ナリ天氣ノ○ハ快晴 ①ハ晴 ②ハ曇 ③ハ雨 ④ハ雪 ⑤ハ霧 ⑥ハ雷雨ナリ 雨量ハ當日午前六時ヨリ二時七日

地名	氣溫(攝氏) 最高	最低	天氣 午前六時	天氣 午後六時	降水量(粍)
ウラジオ	30.6	24.2	⑥	⑥	—
奉天	22.2	18.2	⑥	⑥	—
海蘭泡	14.7	12.4	⑥	⑥	—
北京	16.0	11.6	⑥	⑥	—
天津	17.6	12.6	⑥	⑥	10
青島	12.8	0.4	⑥	⑥	—
芝罘	12.5	0.9	⑥	⑥	—
上海	10.7	−1.4	⑥	⑥	—
南京	12.4	−1.1	⑥	⑥	—
蘇州	9.9	2.0	⑥	⑥	—
杭州	9.4	−2.3	⑥	⑥	—
福州	10.0	0.3	⑥	⑥	—
廈門	8.3	−0.2	⑥	⑥	—
汕頭	9.1	3.9	⑥	⑥	—
香港	10.6	−1.5	⑥	⑥	—
台北	9.1	−2.1	⑥	⑥	—
台中	8.2	1.0	⑥	⑥	—
台南	8.9	−1.4	⑥	⑥	—
高雄	10.3	−4.6	⑥	⑥	—
澎湖島	9.5	−2.8	⑥	⑥	—
馬公	7.9	0.4	⑥	⑥	—
大阪	8.8	0.5	⑥	⑥	—
長崎	7.9	−1.1	⑥	⑥	—
福岡	8.3	−3.6	⑥	⑥	—
鹿兒島	7.7	0.7	⑥	⑥	—
宮崎	6.5	3.6	⑥	⑥	—
熊本	6.0	0.4	⑥	⑥	—
佐賀					
鹿屋					
福岡					
下關					
長崎					
佐世保					
鹿屋					
大牟田					
熊本					
宮崎					
鹿兒島					
高雄					
台北					
台中					
台南					
澎湖島					
馬公					
上海					
南京					
蘇州					
杭州					
福州					
廈門					
汕頭					
香港					
大連					
仁川					
元山					
鎮南浦					
釜山					
馬山					
木浦					
群山					
仁川					
京城					
平壤					
新義州					
元山					
咸興					
吉林					
長春					
奉天					
營口					
安東縣					
大連					
青島					
濟南					
天津					
北京					
張家口					
綏遠					
太原					
石家莊					
開封					
徐州					
蚌埠					
南京					
上海					
杭州					
蘇州					
福州					
廈門					
汕頭					
香港					
大連					
仁川					
元山					
鎮南浦					
釜山					
馬山					
木浦					
群山					
仁川					
京城					
平壤					
新義州					
元山					
咸興					
吉林					
長春					
奉天					
營口					
安東縣					
大連					
青島					
濟南					
天津					
北京					
張家口					
綏遠					
太原					
石家莊					
開封					
徐州					
蚌埠					
南京					
上海					
杭州					
蘇州					
福州					
廈門					
汕頭					
香港					
大連					
仁川					
元山					
鎮南浦					
釜山					
馬山					
木浦					
群山					
仁川					
京城					
平壤					
新義州					
元山					
咸興					
吉林					
長春					
奉天					
營口					
安東縣					
大連					
青島					
濟南					
天津					
北京					
張家口					
綏遠					
太原					
石家莊					
開封					
徐州					
蚌埠					
南京					
上海					
杭州					
蘇州					
福州					
廈門					
汕頭					
香港					
大連					
仁川					
元山					
鎮南浦					
釜山					
馬山					
木浦					
群山					
仁川					
京城					
平壤					
新義州					
元山					
咸興					
吉林					
長春					
奉天					
營口					
安東縣					
大連					
青島					
濟南					
天津					
北京					
張家口					
綏遠					
太原					
石家莊					
開封					
徐州					
蚌埠					
南京					
上海					
杭州					
蘇州					
福州					
廈門					
汕頭					
香港					

◎東京氣象

二月八日 天氣概況 快晴

平均氣壓(海面ノ度)	七五九・九粍	平均水蒸氣壓 四・三粍
平均氣溫	四・六度	平均雲量 〇・八
平年ヨリ一・五度高シ		日照時間 九・二時
最高氣溫	一〇・二度	平均風速度 一・三米
最低氣溫	(一)二・五度	最大風速度 五・〇米
前五日間平均氣溫	三・八度	最多風向 北西
平年ヨリ〇・八度高シ		降水總量 一
		一時間最大降水量 一
平年ヨリ七〇%高シ		

記事 朝間霜及霧アリ

(以上中央氣象臺)

土地收用公告

昭和三年七月四日土地收用細目公告中左記ノ分ハ收用ノ必要ナキニ至リタル旨屆出アリタリ

昭和四年二月十三日

北海道廳長官 澤田 牛麿

上磯郡上磯町大字富川村字流下二八八番地墳墓地

廣告

◎軍隊教育用圖書檢閲濟

翻刻物

明治四十三年三月十八日陸軍省發行

一衛戍勤務令(衛戍條例(令本)縮製)

昭和四年一月二十五日翻刻發行者

東京市麹町區隼町三番地

兵用圖書株式會社代表者 小林 又七

昭和四年二月六日同上

一戰闘綱要

昭和四年二月十日同上

同所

同市同區上六番町 三十二番地 同 人

右昭和四年二月九日檢閲濟 橋尾 民藏

昭和四年二月 陸軍省

◎工場財團

東京市京橋區北槙町十八番地 臺南製糖株式會社ヨリ臺南製糖株式會社 宮古製糖所工場財團ニ付工場財團目錄變更登記ノ申請アリタルニ因リ新ニ右財團ニ屬スヘキ不動産ニ付權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押等ヲハ假處分ノ仮權者ハ昭和四年三月十五日マテニ其權利ヲ當廳ニ申出ツヘシ

但シ工場財團ニ屬スヘキモノヽ目錄ハ當廳ニ備付アリ關係者ノ閲覧ニ供ス

昭和四年一月十三日 那覇區裁判所

和賀郡黒澤尻町大字町分十六地 割十七番地小屋敷武治ヨリ和賀郡黒澤尻町大字里分十七地割四十六番地太田製材所工場ニ屬スル工作物並ニ機械器具ニ對シ工場財團組成ノタメ所有權保存登記申請アリタルニ因リ右財團ニ屬スヘキ動産ニ對シ權利ヲ有スル者又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ仮權者ハ本公告ノ日ヨリ三十五日以内ニ其權利ヲ當廳ニ申出ツヘシ

但シ工場財團ニ屬スヘキモノヽ目錄ハ當廳ニ備付アリ關係者ノ閲覧ニ供ス

昭和四年二月十三日 花巻區裁判所黒澤尻出張所

◎講習生募集

本年四月入所セシムヘキ講習生ヲ左記要項ニ依リ募集ス

昭和四年二月

文部省內 東京商科大學經理事務講習所

一、募集人員 十五名以内

二、試驗ノ學科目及其程度 試驗ヲ分チテ筆記、口述健康並ニ履歴及從來ノ成績考査ノ三種トス

筆記試驗ハ中學校卒業程度ニ依リ左記科目ニ付之ヲ行フ

一作文 一國語及漢文 一數學(算術代數)

一英語(英文和譯)

三、試驗場 東京商科大學內

四、試驗施行期日

三月二十三日 筆記試驗

同 三十日 口述及健康考査

但シ口述及健康考査ハ筆記試驗ニ合格シタル者ニ付之ヲ行フ尚ホ詳細ハ受驗證票ニ記載シアリ

五、出願資格 左記各號ノ資格ヲ具フルコトヲ要ス

一年齢三十歳以下ニシテ文官任用令第六條規定ノ條件ヲ具ヘタル者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者

一品行方正、身體健全、身元確實ナル者

六、出願期日 來ル三月一日ヨリ同十五日マテ

七、出願手續 入所志願者ハ本所所定ノ入學願書ニ履歴書及寫眞(半形半身脱帽)成績證明書ヲ添付シ出願スヘシ本所ハ之ニ對シ受驗證票ヲ交付ス

郵便ヲ以テ出願セントスル者ハ返信用郵券ヲ封入シ出願期間中ニ本所ニ到達スル樣發送セラルヘシ一旦受理シタル書類ハ如何ナル事情アルモ返戻セス

八、修業後ノ待遇及勤務 入所前ノ經歴ヲ參酌シテ定ムヘキモ大體月俸四十圓ノ見込ニシテ文部當局管直轄各部ノ會計課ニ於テ採用ノ著ル入所許可ハ直接本人ニ通知ス

十、規則密ノ請求其他照會ノ際ハ凡テ返信用郵券ヲ封入スヘシ

◎生徒選拔

本年四月入學セシムヘキ本校文科理科及教育科生徒ヲ左記(イロハ順)ノ通選拔ス

右選拔生ニ對シ本年四月八、九日ノ兩日本校ニ於テ口頭試驗ヲ行フ

昭和四年二月 廣島高等師範學校

文科第一部

伊藤 奏行 入江 秀雄 早間 享
保理 江久夫 德山 一郎 茆原 政宏
岡田 信午 岡崎 利行 小野志眞男
和田 貞二 吉田 健吉 谷口 謙二
田中 儉三 竹田龍太郎 武安 宗一
宗 要吉 中薗 喜節 山崎 光治
松崎 正敏 松下 兼文 境 富 榮三
青木 要 恵 細美 學
木原 定行 水田 政藏 三澤登喜次
宮本 良文 三浦規矩治郎
日色 一郎 森田 晴夫 柴谷 久雄
文科第二部
岩城 忠正 橋本 保人 大津 次郎
大藪 榮 大島宗三郎 岡本 爲朝
片山 嘉之 高橋 傳一 辰宮 榮
田中 長敏 月原 信雄 根本三之介
牟田 信雄 糟木松太郎 野口 幸雄
松下 敏夫 松本 鐘一 小島 俊雄
江草 郁夫 手島彌一郎 安東 太郎
佐藤 正夫 坂田 貞男 城井 丈夫
三井 武夫 光藤 有道 重坂 顯二
新宮 勉 東村 久男 砂澤喜代次
洲崎 敬
文科第三部甲
酉島 傳 大塚 武士 小野 寺明男
渡邊 修三 河野 毅 川本 修三
馬越勇三郎 慶善 矢野 圭稅
藤岡 義之 野口 誠五 下江 悟
新川 高重 手嶋 義憲 水津 樋口
文科第三部乙
岩政 信夫 伊東 隆夫 長谷川鉦三
川崎 純夫 武田 驛 中山 保則
山本 隆平 小石 允治
清重嘉壽馬 木谷春太郎
石岡 保 樋口 一雄
大照 完 林 久尚
大杉政之祐
吉川 英吉 大槻 順一
奥野 健造 吉田 治郎 小川 典平
吉見 赴 村上 定
津島 秀登 村上 丈夫
田盛 秀郎 古賀 昇一
村本 久保 啓治 山本 實
陽間 耕 藤本 一英 加藤 昇
兒玉 芳樹 佐々木邦弘 佐々木重春
佐々木右左 宗一 松本 敦 森本 彌
木谷 秀雄 由井園新男 遠藤 見
鈴木 勳
理科第一部
理科第二部
理科第三部
井田鐵太郎 石賀 寶 生田 公之
岡部 政二 小野山傳六 小川 保
金築 正吉 笠岡二三登 多田 美朝 小川 典治
吉賀芳二郎 墨澤 光 中井 義雄
永田 良光 前田 三郎
小本 昌喜 秋山 清次 佐久間 澄
宮屋 人見 弘行 森 勝男
岩政 定治 馬場 隆夫
大熊 明 小川 一男 奥村孫太郎
尾崎 春登 渡邊 醇 垣本 光男
竹森增太郎 梅田 和吉 中井 義雄
松本 宗一 遠藤 傳 青木 宗高
教育科 田中 孫二
外雄 長谷川義夫 堀江政之助 鳥崎 孫二
板倉 信行 甲斐富士夫 杉浦 久雄
大川 沖原 種部 英二
谷口 和夫 橋 武田 政治 長尾 照夫
田中 光夫 長崎 勝 長尾馬十太
山村 源造 長野 懷 青木 宗高
山本 三郎 松本 槙 牛尾 春吉
坂本 春吉 白水 巍 坂井 松行
森 久助 森 高外八郎
鈴木 健一

◎工業所有權戰時法ニ依ル專用權消滅

左記特許發明ノ專用權消滅シタルニ依リ工業所有權戰時法施行規則第六條ニ依リ此旨公告ス

昭和四年二月 特許局長官 崎川才四郎

特許番號	發明ノ名稱	專用權消滅年月日	專用權者名
二五三八六	木屑ヨリ人工的材料ヲ製造スル方法	期間滿了 昭四・一・三	大阪アルカリ株式會社

◎電話加入ノ主體ヲ喪ヒタルニ付取消催告

左記電話加入者ハ塊國及洪國ノ二國ニ分裂シタルニ付之ガ繼承者ヨリ本催告ノ日ノ翌日ヨリ十五日以内ニ何等申出ナキトキハ之ガ加入ヲ取消ス

昭和四年二月十三日 遞信大臣 久原房之助

加入者	電話番號	電話機設置場所
九段一二三五番	麹町區紀尾井町五番地	塊洪國大使館

◎電話加入者所在不明及死亡ニ付取消催告

左記電話加入者ハ所在不明及死亡ニ付管理人又ハ相續人ヨリ本催告ノ翌日ヨリ十五日以内ニ何等申出ナキトキハ電話規則第五十條第一項ニ依リ之ガ加入ヲ取消ス

昭和四年二月十三日 東京中央電話局

加入者	電話番號	電話機設置場所及住所
銀座二四一八番地接續	芝區芝口三丁目十一番地	木村鎌太郎
浪花二四八五番地接續	日本橋區久松町四十二番地	米山 吉弘

◎電話至急開通申請者所在不明ニ付取消催告

左記電話至急開通申請者ハ所在不明ニ付管理人又ハ相續人ヨリ本催告ノ日ノ翌日ヨリ十五日以内ニ何等申出ナキトキハ電話至急開通規則第九條ニ依リ之ガ申請受理ヲ取消ス

昭和四年二月十三日 東京中央電話局

申請年度	申請者所及住所	申請者
大正十年度	深川區石島町六十一番地	太田信次郎
大正十一年度	神田區北神保町十三番地	田花 尚賢

◎不能送達書類

左記民有地ト之ニ接續スル國有地トノ境界査定ノタメ實地立會ノ通知書ヲ發送シタルモ居所不明ノタメ送達不能ノモノ左ノ如シ

昭和四年二月 北海道廳

住所	氏名	立會指定年月日
土地所有者		昭和二年一一月八日
沙流郡門別村大字佐瑠太村	奥野 信三	一〇・一八
上川郡名寄町字名寄太鐵道官舍七號地	渥美 三郎	同
旭川市四條六丁目左五	谷口喜三次郎	同
上川郡東旭川村一四號線二〇番地	加藤 長次郎	同
空知郡栗澤村字ポンウエンベツ稻荷農場	吉岡 仁助	同
空知郡富良野町市街地	市川 榮三郎	同
札幌市北八條西三丁目二番地	森 伊之吉	同
上川郡永山村一七六	河野 清八	同
空知郡中富良野村東一線北十九號	高山 七太郎	同
福島縣石城郡平窪字八木內三二	鈴木 留吉	同 一〇
京都市上京區東瑞川一條上ル堅富田一七	小松 行一	一二・一三
小樽郡朝里村大字張碓村	竹內 三郎	同 一八
同	土田 忠吉	同

◎村役場位置變更

西磯波郡高波村役場位置ヲ同村北高木字九百番地ノ一ニ變更ノ件本月八日許可セリ

昭和四年二月　富山縣

◎購買入札

一花崗板石外一種（花崗板石　八、三〇〇延米　花崗石　一八箇）

右當所納

競爭執行場所及日時　本月二十三日午前十一時當所ニ於テ入札卽時開札

一朝石外（割石　七九〇立方米　砂　二九〇立方米　砂利　各種計三八五五立方米）

右當所納

競爭執行場所及日時　本月二十五日午前十一時當所ニ入札卽時開札

各契約條項ヲ示ス場所　當所

入札保證金　各見積代價ノ百分ノ五以上

入札資格　大正十一年四月一日大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者

昭和四年二月十三日　營繕管財局門司出張所

第一號　精米　五七石三斗　歩兵第四聯隊及九〇石三斗　仙臺衛戍病院納

第二號　麁樽麥　一八三石　第三號　精米　三八三石　騎兵第二聯隊納

第三號　麁樽麥　一五石五斗　第四號　精米　八〇石五斗　野砲兵第二聯隊納

第四號　麁樽麥　一五石五斗　第五號　精米　五三石二斗　工兵第二大隊納

第五號　麁樽麥　二六石二斗　第六號　精米　六五石四斗　輜重兵第二大隊納

第六號　麁樽麥　六九石六斗　第七號　精米　二七石六斗　仙臺陸軍教導學校納

第七號　麁樽麥　二七石六斗　第八號　精米　一〇〇石　仙臺部隊納

第八號　麁樽麥　九、二七〇貫　第九號　同　三〇、一九〇貫　仙臺部隊納

第九號　麁樽麥　八一石八斗　第十號　精米　二〇〇石　若松部隊納

第十號　麁樽麥　二〇石一斗　第十一號　精米　二〇〇石　若松部隊納

第十一號　麁樽麥　八一石八斗　第十二號　精米　二〇〇石　若松部隊納

第十二號　麁樽麥　二〇石一斗　第十三號　精米　一〇、三五〇貫　新發田部隊納

第十三號　麁樽麥　五五石六斗　第十四號　精米　六〇石　高田部隊納

第十四號　麁樽麥　二六石二斗　第十五號　精米　二〇石　村松部隊納

第十五號　麁樽麥　二六石二斗

以上本年三四月分所要、精米ハ昭和三年內地產ニシテ村松部隊納ヲ除ク外寫城縣、新潟縣移出檢査三等白米合格品、若ハ福島縣等級檢査四等白米合格品、但シ若松部隊納ハ福島縣產米ニ限ル

一入札日時及開札　本月二十三日午前十一時入札卽時開札

一入札場所　第一號乃至第一四號ハ當部、第一五號、第一六號ハ若松步兵隊、第一七號乃至第一九號ハ當部高田派出所、第二〇號乃至第二三號ハ新發田步兵隊、郵便、電報入札差支ナシ

一入札心得書、契約書案及標本閱覽場所　前記部隊

四、入札保證金　各自見積價格ノ百分ノ五以上

五、入札者資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格ヲ要ス

昭和四年二月十三日　第二師團經理部

第一號　精米　三〇〇石　熊本部隊納

第二號　同　一五〇〇石　熊本部隊納

第三號　麁樽麥　二〇〇石　熊本部隊納

第四號　精米　二〇〇石　大分部隊納

第五號　麁樽麥　二〇〇石　大分部隊納

第六號　精米　八〇〇石　都城部隊納

第七號　麁樽麥　八〇〇石　都城部隊納

第八號　精米　一八五石　鹿兒島部隊納

第九號　麁樽麥　七五石　鹿兒島部隊納

第十號　藁　四、〇〇〇貫　熊本部隊納

以上三月中所要

一入札心得書、契約書案、標本　當部又ハ大分、都城、鹿兒島當部派出所ニ在リ

一入札及開札　本月二十六日午前十時マテ當部ニ入札、同時開札但シ郵便又ハ電報入札ニ限ル（郵便ハ書留扱ト封筒ニ「入札書」ト明記ス、電報ハ照校遲展トス）

一入札保證金　各自見積價格ノ百分ノ五以上ヲ現金又ハ國債ヲ以テ入札當日午前九時マテ當部ニ納付スルモノトス

一入札者資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格ヲ有スル者

昭和四年二月十三日　第六師團經理部

第一號　玄米　三二〇石　金澤作業所納

第二號　同　二二〇石　富山屯在部隊納

第三號　同　二二〇石　敦賀屯在部隊納

第四號　精米　二二〇石　敦賀屯在部隊納

第五號　同　二二〇石　鯖江屯在部隊納

第六號　麁樽麥　二二〇石　金澤作業所納

第七號　同　七〇石　富山屯在部隊納

第八號　同　三〇石　敦賀屯在部隊納

第九號　同　三〇石　鯖江屯在部隊納

以上本年三月中所要但シ玄米ハ昭和三年度內地產ニシテ石川、富山、福井、愛知、岐阜各縣移出檢査三等ニ合格シ檢査證票ヲ附セルモノトス

一入札者資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格ヲ有スル者

一入札保證金　各自見積價格ノ百分ノ五以上

一入札心得書、契約書案、標本ハ當部ニ就キ熟覽前項熟覽者ニ限リ郵便、電報入札（親展）差支ナシ

一入札日時場所　本月二十三日　午前十一時當部ニ於テ入札、卽時開札

昭和四年二月十三日　第九師團經理部

一九鐵（包二十二粍長）三万七千五百瓩外二點

一契約條項ヲ示ス場所　當所

一入札並開札日時及場所　本月二十二日午前十一時當所ニ於テ入札卽時開札ス但シ卽時開札ス但シ郵便、電信入札差支ナシ

一入札保證金　見積價格ノ百分ノ五以上（圓未滿切上ク）

一入札資格　大正十一年四月大藏省令第三十三號ノ資格證明アル者ニ限ル

昭和四年二月十三日　巢鴨刑務所

一品名數量　丹礬　一万六千瓩

二、納入場所　東京市內又ハ隣接町村內ニ於テ遞信省ノ指示スル所

三、入札及開札日時　本月十九日午前十一時限入札、卽時開札　當局需品課購買係

四、入札場所　當局需品課購買係

五、契約事項閲覽場所　同係

六、入札保證金納付日時　見積入札價格ノ百分ノ五以上、入札當日午前十時限

七、入札者資格　大正十一年大藏省令第三十三號ノ資格ヲ具ツルコトヲ要ス　遞信省經理局

昭和四年二月十三日

◎購買入札公告中訂正

本月八日本欄內掲載當部購買入札公告中履行期限「本年三月二十五日限」ヲ「本年四月二十五日限」ニ訂正ス

昭和四年二月十三日　横須賀海軍建築部

◎林野賣拂

左記土地產物共特賣ス　買受希望者ハ賣地熟覽ノ上國有林野法、不要存置國有林野整理處分規則及左ノ事項ヲ遵守シ願書ヲ差出サルヘシ

昭和四年二月十三日　東京營林局

一、願書差出期間　本公告ノ日ヨリ本月二十五日マテトス

二、願書ハ一箇所每ニ一通ニ認ムルコト、

三、願書ノ封皮ニハ「第百五十回林野賣拂願」ト朱書シ東京市麹町區大手町二丁目一番地東京營林局宛トスルコト

四、賣拂箇所ニ義務ノ附帶スルモノアルトキハ買受人ニ於テ之ヲ承繼スルモノトス

五、市町村ノ出願ニハ市町村會決議書ノ謄本ヲ、神社ノ出願ニハ地方廳官ノ許可書ヲ、寺院ノ出願ニハ所屬管長ノ買受認可書ヲ就モ添附セラルヘシ

六、國有林野法第八條第四號ニ依リ賣拂ヲ出願スル者ハ其事由ニ關スル證據書類及其立證說明書ヲ添附セラルヘシ事由ノ記載ノミニテ證據書類ノ提出ナキ場合ハ緣故ナキモノト看做スコトアルヘシ

前項ノ緣故ガ市町村內ノ一部ニ係ルトキハ其市町村ヲ以テ緣故者トス市町村ニ於テ買受ケサルトキハ其緣故部落ノ住民共同ヲ以テ緣故者ト認ム

七、賣買ノ契約ハ賣拂許可ノ日ヨリ二十日以內、代金ノ拂込ハ賣買契約締結ノ日ヨリ三十日以內ニ之ヲ爲スモノトス

八、本欄掲示箇所ノ賣拂出願ニ對シ出願期間滿了ノ日ヨリ滿一箇年ヲ經過シ何等ノ通知ナキモノハ不許可ト了知セラルヘシ

九、本欄掲示箇所ニ對シ訴訟繫屬中又ハ社寺境內編入、耕地整理地區編入若クハ議與出願中ノモノアルトキハ願書差出期間內ニ其旨申告セラルヘシ

十、賣拂箇所ノ面積及產物ノ種類、數量等ノ詳細ハ當局若クハ所轄營林署又ハ地元町村役場ニ就キ賣拂箇所明細表ヲ見ラルヘシ

箇所	國有林野	同
二八	福島縣相馬郡新館村	同
九	同大須村	同
四	同石橋村	同
三	同安達郡山木屋村	同
五	同石川郡笹田村	同
五	同岩瀨郡長沼町	同
一	同田村郡七郷村	同
一	同都路村	同
五	同東白川郡鮫川村	同
七	同耶麻郡大塩村	同
二	同安積郡富田村	同
五	同河內村	同
三	同丹形村	同
五	同中野村	同
四	茨城縣多賀郡大津町	同
九	同久慈郡金郷村	同
一	同世喜村	同
〇	栃木縣那須郡武茂村	同
五	群馬縣利根郡片品村	同
一	同東村	同
〇	新潟縣岩船郡高根村	同
五	同東村	同
一	同岩船郡高根村	同

◎商業登記

◎間島共會株式會社（變更）

取締役貞富吉次ハ昭和四年一月十五日辭任ス

監査役吉永平次同藤井和一ハ任期滿了ノ處昭和四年一月二十日重任ス

右昭和四年一月二十八日登記

在間島日本帝國總領事館

◎合資會社設立

一商號　合資會社木屋旅館

一本店　東伯郡三朝村大字三朝五十七番屋敷

一目的　旅館業及料理屋業ヲ目的トス

一設立年月日　昭和三年十二月十三日

一代表社員ノ氏名　卯船榮

一社員ノ氏名住所出資及責任

金一万圓　有限　廣田卯三郎　大阪市東成區鳴野町五百六番地

金一千圓　有限　佐藤傳平　京都府南桑田郡吉川村字吉田九十三番戶

金五千圓　有限　卯船榮寺　東伯郡三朝村大字三朝五十七番屋敷

金三百圓　有限　卯船榮吉　同所同番屋敷

木屋旅館ト稱スル商號及營業權此價格金五千圓　無限　卯船榮　同所同番屋敷

一存立時期　定款作成ノ日ヨリ滿十五箇年

昭和三年十二月十五日登記

倉吉區裁判所三朝出張所

◎株式會社松江銀行支店移轉（支店）

一昭和三年十二月十八日大原郡加茂村大字加茂中千二百六十番地ノ一ニ移轉ス

右昭和三年十二月十九日登記　米子區裁判所

◎株式會社日本勸業銀行社債（支店）

第十一回復興貯蓄債券

一社債ノ總額　金一千圓

一各社債ノ金額　金一千圓

一社債ノ利率　年四分ノ半箇年複利

一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月ヲ執行シ其以後每年二回（一月七月）抽籤ヲ爲シ每回金五万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ十七年三箇月以內ニ全額ヲ償還ス但シ最終ノ償還抽籤ハ昭和二十一年四月之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス　尙買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアル（シ償還抽籤ノ方法ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其當籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス

一各社債ニ付拂込ミタル金額　金額

昭和三年十二月十八日登記　松江區裁判所

◎安來運輸株式會社變更

取締役山根萬之助ハ昭和三年十二月十四日資格喪滅シタリ

昭和三年十二月十七日登記

◎株式會社松江銀行支店移轉（支店）

昭和三年十二月十八日大原郡加茂村大字加茂中千二百六十番地ノ一ニ移轉ス

右昭和三年十二月十九日登記　米子區裁判所

◎株式會社松江銀行支店移轉（支店）

昭和三年十二月十八日大原郡加茂村大字加茂中千二百六十番地ノ一ニ移轉ス

昭和三年十二月十九日登記　松江區裁判所

◎出雲酒造株式會社變更（本店）

昭和三年十一月三十日第八回定時株主總會ニ於テ取締役及監査役補缺選擧ノ結果左記ノ者當選就任シタリ

取締役仁多郡橫田村大字右田原九百八番地勝部林蔵同所四百十一番地岡田兵太郎同所三百十八番地吳田與一郎監査役同所二百九十一番地安部儀三郎仁多郡鳥上村大字大呂四百四十四番地小田三郎仁多郡鳥上村大字大呂四百四十

右昭和三年十二月十四日登記　木次區裁判所橫田出張所

◎株式會社松江銀行變更（支店）

一昭和三年十二月十八日大原郡加茂村大字加茂中千二百六十番地ノ一ニ移轉ス

右昭和三年十二月十九日登記　今市區裁判所大田出張所

◎株式會社松江銀行變更（支店）

一昭和三年十二月十日大原郡加茂村大字加茂中千二百六十番地ノ一ニ移轉ス

右昭和三年十二月十九日登記　今市區裁判所大田出張所

◎株式會社藝備銀行支店設置（支店）

昭和三年十二月三日支店ヲ當管內ニ設置シタルニ因リ左ノ登記ヲ爲ス

一商號　株式會社藝備銀行

一本店　廣島市紙屋町十七番地

一支店

廣島縣廣島市草屋町二番地

同縣同市京橋町四十一番地

同縣同市京橋町六〇番地ノ四

同縣同市宇品町北通三丁目十八番地

同縣尾道市久保町六百五十九番地

同縣吳市本通五丁目四番地

同縣福山市船町戊第百八十七番地

同縣安佐郡三篠町大字楠木六百二十八番地ノ八

同縣同郡祇園村大字南下安字祇園四百二番地

同縣同郡三川村中筋古市字古以知千四百八十六番地ノ四

同縣同郡可部町字南四三五番地

同縣同郡吉田町千六十九番地

同縣同郡坂村字向井原山百四十三番地ノ二

同縣佐伯郡五日市町大字五日市千二百五十番地

同縣同郡大竹町大字大竹二千四百十六番地ノ二

同縣安藝郡海田市町二百二十六番地ノ二

同縣同郡江田島村一万七千五百三十五番地

同縣同郡音戶町六百七番地ノ一

同縣賀茂郡西條町字町北七百三十一番地

同縣同郡西條町字沖二千九百十七番地ノ一

同縣同郡志和堀村字中村三千二百八十番地ノ一

同縣同郡志和村四百六十二番地

同縣同郡吉川村百四十三番地ノ一

同縣同郡竹原町三津町四千百四十三番地ノ一

同縣豊田郡大河村大字中河內字槇風呂千二百六十一番地ノ二

同縣同郡忠海町字新町四千四百八十六番地

同縣同郡木ノ江町甲二百五十四番地

同縣同郡御手洗町字蛭子町二百四十四番地

同縣同郡瀧戸田町大字瀧戸田二百四十六番地

同縣蘆品郡府中町七百四十一番地

同縣世羅郡甲山町大字甲山四十九番地

同縣雙三郡三次町千五百四十四番地

同縣同郡三良坂村大字三良坂八百十二番地

同縣比婆郡西城町大字西城百十二番地ノ二

同縣神石郡東城町大字東城百三十五番地

同縣神石郡油木町大字油木乙千九百十八番地

山口縣都濃郡下松町大字西豊井字本町第百四五

同縣御調郡三原町大字三原字千四百二十五番地ノ二

同縣佐伯郡平良村大字下平良千二百二十五番地ノ二

同縣賀茂郡廣村一万二百五十四番地ノ五

同縣山縣郡小田郡笠岡町大字笠岡字西本町二千六百四番地

山口縣玖珂郡岩國町大字岩國字米屋町第百四番地

廣島縣豊田郡本郷町字新市五千百十三番地

同縣高田郡甲立村大字上甲立四百四十七番地

同縣佐伯郡己斐町三百二十七番地ノ六

同縣廣島市板町三十二番地ノ一

同縣同市愛宕町二百十七番地

同縣比婆郡庄原町大字庄原七百三十五番地

第635号

同縣山縣郡加計町大字加計　三千三百四十番地
同縣廣島市銀山町十三番地
同縣甲奴郡上下町八百二十番地
同縣同郡田總村大字稻草千九百九十二番地ノ二
同縣廣島市大手町九丁目百十九番地
愛媛縣松山市大字湊町四丁目　七十五番地
同縣今治市大字來塚町二番地
同縣温泉郡三津濱町大字須先町八十三番地
同縣伊豫郡中町大字灘町七番地
同縣上浮穴郡久万町大字久万百四十五番地
同縣西宇和郡三机村大字三机乙千百四十五番地
同縣新居郡新居濱町中九百七十二番地
同縣同郡西條町大字本町百三十三番地第二
同縣宇摩郡三島町千三百三十五番地ノ第一

一目的　一般銀行業及擔保附社債ニ關スル信託業
一設立ノ年月日　大正九年六月三十日
一資本總額　金一千六百万圓
一株金額　金五十圓
一各株拂込額　金十二圓五十錢
一公告方法　廣島區裁判所登記事項ヲ公告スル新聞紙ノ掲載
一取締役ノ氏名住所
塩川三四郎　廣島市水主町百十二番地
有村斉九郎　同市上柳町十番地
柳又　昌一　同市上流川町十番地
伊藤　薫三　廣島縣比婆郡庄原町大字庄原百二十七番地
福永鐵之助　同縣雙三郡吉舍町　大字吉舍八百五十一番地
井東茂兵衛　廣島市塚本町一番地
橋本陽三郎　尾道市久保町六十一　番地ノ一
橋本　龍一　同市久保町二百五十三番地
金田榮太郎　廣島市上柳町六十五番地
一監査役ノ氏名住所
石田九郎二　廣島縣雙三郡吉舍町　大字吉舍四百八番地ノ一
秋山　九郎　同縣比婆郡西城町　大字西城七十六番地
坂井　勝造　廣島市上流川町十番地ノ四
昭和三年十二月十二日登記

●株式會社愛媛銀行解散（支店）
一株式會社愛媛銀行解散ニヨリ　昭和三年十二月十七日登記
昭和三年十二月十七日登記
八幡濱區裁判所三机出張所

●株式會社伊豫三島銀行
昭和三年十二月三日株式會社藝備銀行ト合併ニヨリ解散ス
右昭和三年十二月十四日登記

●株式會社愛媛銀行
昭和三年十二月三日株式會社藝備銀行ト合併ニヨリ解散ス
右昭和三年十二月十七日登記
西條區裁判所土居出張所

●小松製帯株式會社
昭和三年十二月十六日取締役　森田巻平首藤義三
太佐伯孝治郎任期滿了重任
昭和三年十二月十九日登記
西條區裁判所小松出張所

●株式會社大洲銀行合併變更（支店）
昭和三年十二月一日喜多郡新谷町甲百二番地株式會社新谷銀行ヲ合併シタルニ付左ノ登記ヲ爲ス
一増加資本總額　金十二万五千圓
一合併各新株拂込額　金五十圓
一同日支店ヲ喜多郡新谷村大字　新谷町甲百二番地ニ同郡長濱郡大字長濱郡甲四百三十番地ニ設置
一同年十一月三十日取締役　德田甚吉辭任シ同年十二月一日左記ノ者取締役ニ就任ス
玉井水澄　喜多郡新谷村大字　新谷乙千二百四十三番地
一同日粟田敬治郎　玉井水澄代表　取締役ニ　就任ス
昭和三年十二月十日登記

●津島海運株式會社變更
一監査役山本兵太郎井上松多郎　ハ退任シ菊池守次ハ昭和三年十一月三十日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
江口常太郎　北宇和郡岩松町八　百四十八番地
山田平壽郎　同町七百二十七番地ノ一
昭和三年十二月十三日登記
宇和島區裁判所岩松出張所

●株式會社大村銀行變更（支店）
一取締役中尾松濤ハ昭和三年　十二月七日死亡ス
一破産市場株式會社變更
一取締役中尾松濤ハ昭和三　年十二月七日死亡ス
昭和三年十二月十七日登記
大村區裁判所彼杵出張所

●株式會社大村銀行變更（支店）
取締役中尾松濤ハ　昭和三年十二月七日死亡ス
昭和三年十二月十五日登記　佐世保區裁判所
一取締役中尾松濤ハ昭和三年十二月　七日死亡ス
昭和三年十二月十八日登記
佐世保區裁判所早岐出張所

●株式會社愛媛銀行
昭和三年十二月三日株式會社藝備銀行ト合併ニヨリ解散ス
右昭和三年十二月十七日登記
西條區裁判所土居出張所

●株式會社日本勧業銀行社債（支店）
第十一回後與貯蓄債券
一社債ノ總額　金一千万圓
一各社債ノ金額　金十圓
一社債償還ノ利率　年四分ノ和四年一箇年利
一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月三十一日迄據置キ同年同月　第一回ノ償還抽籤シ海回金五万圓以内ニ金額ヲ償還ス但シ最終ノ償還年三箇月以内ニ金額ヲ償還ス但シ其盤月ニ償還シ十七抽籤ハ昭和二十一年四月　之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス尚買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルヘシ
償還抽籤ノ方法ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其當籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス

●北古賀商事合資會社變更
一昭和三年十一月六日本店ヲ左ノ地ニ移轉シタリ
小城郡小城町四百三十八番地
右昭和三年十二月三日登記

●株式會社日本勧業銀行社債（支店）
第十一回後與貯蓄債券
一社債ノ總額　金一千万圓
一社債償還ノ利率　年四分ノ和四年一箇年利
一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月三十一日迄據置キ同年同月　第一回ノ償還抽籤シ海回金五万圓以内ニ金額ヲ償還ス但シ最終ノ償還年三箇月以内ニ金額ヲ償還ス但シ其盤月ニ償還シ十七抽籤ハ昭和二十一年四月　之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス尚買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアルヘシ
償還抽籤ノ方法ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其當籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額　金額
右昭和三年十二月十八日登記　佐賀區裁判所

●合資會社北方合同運送店變更
一昭和三年十一月三十日無限責任社員田淵由二ハ有限責任社員松本佐八ヨリ其出資總額ヲ譲受金五千圓ト變更ス
一合資會社北方合同運送店解散
一昭和三年十一月三十日有限責任社員金員ノ退社ニヨリ解散ス
右昭和三年十二月十三日登記　武雄區裁判所

●株式會社大村銀行變更（支店）
一取締役中尾松濤ハ昭和三年　十二月七日死亡ス
右昭和三年十二月十五日登記
武雄區裁判所西彼野出張所

●帝國生命保險株式會社變更
大正十四年九月十六日札幌區　大字西七丁目二番地ノ支店ヲ左ノ如ク變更ス
支店　札幌市大通七丁目二番地
昭和三年十二月十二日東京市日本橋區吳服十六番地ノ如ク變更ス
支店　東京市日本橋區吳服町十二番地ノ一
昭和三年三月二十二日東京市日本橋區吳服十六番地ノ本店ヲ東京市日本橋區吳服町十二番地ノ一ニ變更シ更ニ昭和三年十二月一日左ノ如ク變更ス
昭和三年三月二十二日東京市日本橋區吳服町十六番地ノ支店ヲ東京市日本橋區吳服町十二番地ト變更シ更ニ昭和三年十二月一日左ノ如ク變更ス
支店　東京市日本橋區通二丁目二番地七
昭和三年十二月十日東京市下谷區上野廣小路町二十四番地ノ一ニ
昭和三年十二月一日左記ノ者支店ヲ各廢止ス
福井縣南條郡武生町幸區二十四番地
滋賀縣坂田郡長濱町大字東本十八番地
昭和三年十二月六日登記
坂榮西宇株式會社更正及變更
一監査役永江浪雄ノ住所ヲ福岡縣三池郡江浦村江浦町五百十五番地ト更正ス
一監査役江頭次平村右槻一永江浪雄ハ昭和三年十一月三十日重任ス
昭和三年十二月八日登記
肥筑物産株式會社變更
昭和三年十一月三十日公告方法ヲ左ノ如ク變更ス
一公告方法　大牟田市ニ於テ發行スル大牟田毎日新聞ニ掲載シテ是ヲ爲ス
大牟田砂糖株式會社變更
一監査役古賀榮一ハ昭和三年十一月二十七日退任シ同古賀清右衛門ハ同日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
野口保助　大牟田市築町二番地

●大牟田電氣軌道株式會社變更
一取締役鈴木仁十郎宅萬次郎今　井多三郎西島藤一郎ハ昭和三年十一月二十八日重任ス
一監査役白川朋吉田　中幾之助ハ同日重任ス
昭和三年十二月十日登記

●株式會社大牟田自動車商會清算結了
昭和三年十二月十二日登記

●株式會社不動産銀行變更（支店）
昭和三年十二月一日東京市下谷區上野三橋町二番地ノ一ニ
支店ノ年月日　昭和三年十二月十八日
代表社員ノ氏名　山田喜久治
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ヒ責任
一金三千圓　無限　山田喜久治　下毛郡津民村大字川原口六十七番地
一金千五百圓　無限　佐藤萬平　大分郡阿南村大字西髮至千七百七十三番地
一金五百圓　有限　甲髮恭平　大分市大字大分千五百四十三番地
一存立ノ時期　昭和三年十二月十八日ヨリ同十年十二月七日迄
右昭和三年十二月十八日登記　大分區裁判所

●株式會社豊前銀行更正
大分縣大分市大字大分三百二十番地ノ支店ヲ左ノ如ク更正ス
本店　大分縣大分市大字大分千二百一番地
右昭和三年十二月十三日登記

●合名會社中村商店變更
一昭和三年十一月十五日午前九時社員中村武文ハ破産宣告ニ依リ退社ス
●合名會社下之隠居市村相續講變更
一昭和三年十二月十五日　代表社員市村親助ハ持分全部ヲ社員市村チカヨニ譲渡　退社シ社員市村チカヨハ左ノ通リ出資額ヲ變更ス
一金四百圓　市村チカヨ　福岡縣田川郡猪位金村猪國千七百七十九番地
右昭和三年十二月十七日登記　田川區裁判所

●豊後林業株式會社變更
一取締役鈴木久郎ハ昭和三年十二月十日東住所北海郡都臼杵町大字臼杵八十七番ノ五地二番地ノ一ニ
取締役岡村辰五郎ハ同月十二日其住所ヲ北海郡坂ノ市町大字市千四百九十五番地ノ一ニ
監査役宇喜田茂吉ハ同月五日其住所ヲ速見郡石垣村大字南立石二千三百九十八番地ノ二ニ各移轉セリ

●株式會社不動産銀行變更（支店）
昭和三年十二月十日東京市下谷區上野三橋町六番地ノ一ニ
東京市下谷區上野三橋町六番地ノ一ニ移轉ス
一監査役永株式會社變更
一監査役吉田清一幸重和七郎ハ昭和三年十二月
右昭和三年十二月十日登記

●株式會社豊前銀行更正（支店）
一大分市大字大分三百二十番地ノ支店ヲ左ノ通リ更正ス
本店　大分市大字大分千二百一番地

●合資會社設立
一商號　昭和材木合資會社
一本店　大分市大字大分二千五百五十六番地
一目的　電柱並ニ木材ノ賣買及ヒ之レカ仲介ニ關スル一切ノ事業ヲ爲スヲ以テ目的トス
一設立ノ年月日　昭和三年十二月十八日
一代表社員ノ氏名　山田喜久治
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ヒ責任
一金三千圓　無限　山田喜久治　下毛郡津民村大字川原口六十七番地
一金千五百圓　無限　佐藤萬平　大分郡阿南村大字西髮至千七百七十三番地
一金五百圓　有限　甲髮恭平　大分市大字大分千五百四十三番地
一存立ノ時期　昭和三年十二月十八日ヨリ同十年十二月七日迄
右昭和三年十二月十八日登記　大分區裁判所

●株式會社豊前銀行更正
大分縣大分市大字大分三百二十番地ノ支店ヲ左ノ如ク更正ス
本店　大分縣大分市大字大分千二百一番地
右昭和三年十二月十三日登記

●株式會社豊前銀行支店廃止（支店）
昭和三年十二月十日東京市下谷區上野三橋町六番地ノ一ニ
右昭和三年十二月十日登記

●株式會社大分貯蓄銀行支店廃止（支店）
昭和三年十二月十一日大分縣下毛郡中津町千四百七十二番地ノ一ニ
右昭和三年十二月十日登記

●中津自動車株式會社變更
取締役全員任期滿了ノ處昭和三年十二月八日田井中德仙川端典三郎藤田喜弘小袋猛雄ハ各重任ス
右昭和三年十二月十八日登記　中津區裁判所

●株式會社大分貯蓄銀行支店廃止（支店）
昭和三年十二月十一日左記支店ヲ廃止ス
一大阪市東區南久寶寺町四丁目七番地
一門司市大字門司字西本町二丁目五番地
一大分縣下毛郡中津町千四百七十八番地
一大分縣西國東郡高田町四百六十四番地
一大分縣東國東郡國東町大字鶴川千二百八十七番地
一大分縣速見郡杵築町大字杵築三百七十二番地
一大分縣速見郡日出町二千九百八十二番地ノ一
一大分縣北海部郡臼杵町大字臼杵二百十一番地
一大分縣南海部郡佐伯町三百四十六番地ノ一
一大分縣大野郡三重町五百六十四番地
一大分縣直入郡竹田町大字竹田町四百五十二番地
一大分縣玖珠郡森町百八十一番地
一大分縣日田郡日田町大字隈百四十三番地
一大分縣宇佐郡四日市町大字四　日市千二百十六番地
一大分縣大野郡犬飼町大字大飼字下本町五十二番地
一大分郡戸次町大字中　戸次四千四百十八番地
一大分縣大分郡鶴崎町四百四十三番地
一大分縣宇佐郡長洲町大字長洲三百五十番地
右昭和三年十二月十三日登記
中津區裁判所長洲出張所

●熊本運送株式會社變更
一取締役橋岡彌三郎ハ昭和三年十二月一日其ノ住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
熊本市小澤町六十一番地
昭和三年十二月十三日登記

●株式會社大同洋紙店變更
各重任ス
取締役　谷野　彌吉　大阪市天王寺區夕陽丘
同　町九番地　茂　京都市上京區小山堀池
乾　町三十四番地
澤本　彌平　大阪府豊能郡豊中町大字櫻塚千四百七十二番地

●株式會社第一銀行變更
昭和三年十二月三日誤謬發見ニ因リ東京市本所區相生町五丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ更正ス
東京市本所區相生町五丁目二十六番地

●共保生命保險株式會社變更
一取締役鈴木茂兵衛小昭和三年十二月三日其住所ヲ東京市芝區高輪南町四十八番地ニ移轉ス

●村中木材商株式會社變更
一取締役村中忠四郎ハ昭和三年十二月十日其住所ヲ福岡市海岸通二丁目八番地ニ移轉ス
右昭和三年十二月十日登記

●合資會社設立
一商號　合資會社溝口自轉車商會
一本店　福岡市行町五十七番地ノ二
一目的　自轉車自働自轉車自動車　各種附屬品ノ製作賣買修理
二動産不動産有價證券財産權ノ獲得賣買貸借及仲介
三自己營業ニ關係アル事業ノ投資
四前記各號ニ附隨關聯スル一切ノ事項
一設立年月日　昭和三年十二月十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
一家屋信用此評價額金四千五百圓
二商品此評價格金二千九百三十八圓
三器具什器此事造具一式此評價額金五百圓也
四福岡局電話第二五二七番　加入權此評價額金七百五十圓
評額價金合計金八千六百八十八圓也
無限　溝口末吉　福岡市行町五十七番地ノ二
一金　百圓　有限　田中万藏　福岡市因幡町
三十四番地
一金　百圓　有限　中島ミチ　同所三十四番地
一金三百圓　有限　足立武雄　福岡市馬場新町四十五番地ノ一

●山一證券株式會社變更
一横濱市辨天通三丁目五十九番地ノ支店昭和三年九月一日左ノ如ク變更ス
支店　横濱市中區辨天通三丁目　四十二番地

●合資會社藤井久保田自動車商店
昭和三年十二月十日無限責任社員久保田次作ハ更ニ金一万圓ヲ出資シ同日　無限責任社員久保田藤井藤助ハ更ニ金一万圓ヲ出資シ　出資額ヲ左ノ如ク變更ス
一金二万五千圓　無限　久保田次作
一金二万圓　無限　藤井藤助
一金二万圓　無限　渡邊久四郎
右昭和三年十二月十五日登記

●仁寄商會株式會社變更
一監査役廣瀬滿正ハ昭和三年十二月五日死亡ス

●丸善株式會社變更
一昭和三年三月二十二日東京市日本橋區通三丁目十番地ト本店ヲ東京市日本橋區通二丁目六番地ニ下ト變更ス
●德島製藥合資會社解散
一總社員ノ同意ニ依リ昭和三年十二月十一日解散ス
右昭和三年十二月十一日登記　福岡區裁判所

●合資會社甲斐田商店解散
一總社員ノ同意ニ依リ昭和三年十二月五日解散ス
昭和三年十二月五日登記

●株式會社不動産金銀行支店廃止（支店）
一昭和三年十二月一日左記ノ支店ヲ各廢止ス
福井縣南條郡武生町幸區二十四番地
滋賀縣坂田郡長濱町大字東本十八番地
昭和三年十二月六日登記

●坂榮西宇株式會社更正及變更
一監査役永江浪雄ノ住所ヲ福岡縣三池郡江浦村江浦町五百十五番地ト更正ス
一監査役江頭次平村右槻一永江浪雄ハ昭和三年十一月三十日重任ス
昭和三年十二月八日登記

●肥筑物産株式會社變更
昭和三年十一月三十日公告方法ヲ左ノ如ク變更ス
一公告方法　大牟田市ニ於テ發行スル大牟田毎日新聞ニ掲載シテ是ヲ爲ス
大牟田砂糖株式會社變更
一監査役古賀榮一ハ昭和三年十一月二十七日退任シ同古賀清右衛門ハ同日重任シ左記ノ者同日監査役ニ就任ス
野口保助　大牟田市築町二番地

●大牟田電氣軌道株式會社變更
一取締役鈴木仁十郎宅萬次郎今　井多三郎西島藤一郎ハ昭和三年十一月二十八日重任ス
一監査役白川朋吉田　中幾之助ハ同日重任ス
昭和三年十二月十日登記

●株式會社大牟田自動車商會清算結了
昭和三年十二月十二日登記

●株式會社不動産銀行變更（支店）
昭和三年十二月一日東京市下谷區上野三橋町六番地ノ一ニ
東京市下谷區上野三橋町六番地ノ一ニ移轉ス
一監査役永株式會社變更
一監査役吉田清一幸重和七郎ハ昭和三年十二月
右昭和三年十二月十日登記

●株式會社豊前銀行更正（支店）
一大分市大字大分三百二十番地ノ支店ヲ左ノ通リ更正ス
本店　大分市大字大分千二百一番地

●合資會社設立
一商號　昭和材木合資會社
一本店　大分市大字大分二千五百五十六番地
一目的　電柱並ニ木材ノ賣買及ヒ之レカ仲介ニ關スル一切ノ事業ヲ爲スヲ以テ目的トス
一設立ノ年月日　昭和三年十二月十八日
一代表社員ノ氏名　山田喜久治
一社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及ヒ責任
一金三千圓　無限　山田喜久治　下毛郡津民村大字川原口六十七番地
一金千五百圓　無限　佐藤萬平　大分郡阿南村大字西髮至千七百七十三番地
一金五百圓　有限　甲髮恭平　大分市大字大分千五百四十三番地
一存立ノ時期　昭和三年十二月十八日ヨリ同十年十二月七日迄
右昭和三年十二月十八日登記　大分區裁判所

●株式會社豊前銀行更正
大分縣大分市大字大分三百二十番地ノ支店ヲ左ノ如ク更正ス
本店　大分縣大分市大字大分千二百一番地
右昭和三年十二月十三日登記

●株式會社豊前銀行支店廃止（支店）
昭和三年十二月十日東京市下谷區上野三橋町六番地ノ一ニ
右昭和三年十二月十日登記

●中津自動車株式會社變更
取締役全員任期滿了ノ處昭和三年十二月八日田井中德仙川端典三郎藤田喜弘小袋猛雄ハ各重任ス
右昭和三年十二月十八日登記　中津區裁判所

●株式會社大分貯蓄銀行支店廃止（支店）
昭和三年十二月十一日左記支店ヲ廃止ス
一大阪市東區南久寶寺町四丁目七番地
一門司市大字門司字西本町二丁目五番地
一大分縣下毛郡中津町千四百七十八番地
一大分縣西國東郡高田町四百六十四番地
一大分縣東國東郡國東町大字鶴川千二百八十七番地
一大分縣速見郡杵築町大字杵築三百七十二番地
一大分縣速見郡日出町二千九百八十二番地ノ一
一大分縣北海部郡臼杵町大字臼杵二百十一番地
一大分縣南海部郡佐伯町三百四十六番地ノ一
一大分縣大野郡三重町五百六十四番地
一大分縣直入郡竹田町大字竹田町四百五十二番地
一大分縣玖珠郡森町百八十一番地
一大分縣日田郡日田町大字隈百四十三番地
一大分縣宇佐郡四日市町大字四　日市千二百十六番地
一大分縣大野郡犬飼町大字大飼字下本町五十二番地
一大分郡戸次町大字中　戸次四千四百十八番地
一大分縣大分郡鶴崎町四百四十三番地
一大分縣宇佐郡長洲町大字長洲三百五十番地
右昭和三年十二月十三日登記
中津區裁判所長洲出張所

●熊本運送株式會社變更
一取締役橋岡彌三郎ハ昭和三年十二月一日其ノ住所ヲ左ノ地ニ移轉ス
熊本市小澤町六十一番地
昭和三年十二月十三日登記

●株式會社大同洋紙店變更
各重任ス
取締役　谷野　彌吉　大阪市天王寺區夕陽丘
同　町九番地　茂　京都市上京區小山堀池
乾　町三十四番地
澤本　彌平　大阪府豊能郡豊中町大字櫻塚千四百七十二番地

●株式會社愛媛銀行
昭和三年十二月三日誤謬發見ニ因リ東京市本所區相生町五丁目二十九番地ノ支店ヲ左ノ通リ更正ス
東京市本所區相生町五丁目二十六番地

●共保生命保險株式會社變更
一取締役鈴木茂兵衛小昭和三年十二月三日其住所ヲ東京市芝區高輪南町四十八番地ニ移轉ス

●村中木材商株式會社變更
一取締役村中忠四郎ハ昭和三年十二月十日其住所ヲ福岡市海岸通二丁目八番地ニ移轉ス
右昭和三年十二月十日登記

●合資會社設立
一商號　合資會社溝口自轉車商會
一本店　福岡市行町五十七番地ノ二
一目的　自轉車自働自轉車自動車　各種附屬品ノ製作賣買修理
二動産不動産有價證券財産權ノ獲得賣買貸借及仲介
三自己營業ニ關係アル事業ノ投資
四前記各號ニ附隨關聯スル一切ノ事項
一設立年月日　昭和三年十二月十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
一家屋信用此評價額金四千五百圓
二商品此評價格金二千九百三十八圓
三器具什器此事造具一式此評價額金五百圓也
四福岡局電話第二五二七番　加入權此評價額金七百五十圓
評額價金合計金八千六百八十八圓也
無限　溝口末吉　福岡市行町五十七番地ノ二
一金　百圓　有限　田中万藏　福岡市因幡町
三十四番地
一金　百圓　有限　中島ミチ　同所三十四番地
一金三百圓　有限　足立武雄　福岡市馬場新町四十五番地ノ一

●山一證券株式會社變更
一横濱市辨天通三丁目五十九番地ノ支店昭和三年九月一日左ノ如ク變更ス
支店　横濱市中區辨天通三丁目　四十二番地

●合資會社藤井久保田自動車商店
昭和三年十二月十日無限責任社員久保田次作ハ更ニ金一万圓ヲ出資シ同日　無限責任社員久保田藤井藤助ハ更ニ金一万圓ヲ出資シ　出資額ヲ左ノ如ク變更ス
一金二万五千圓　無限　久保田次作
一金二万圓　無限　藤井藤助
一金二万圓　無限　渡邊久四郎
右昭和三年十二月十五日登記

●仁寄商會株式會社變更
一監査役廣瀬滿正ハ昭和三年十二月五日死亡ス

官報　第三百三十五號　昭和四年二月十三日（水曜日）　（第三種郵便物認可）

同　高增　福藏　東京市麹町區永田町二丁目六十三番地
同　土田藤金郎　兵庫縣武庫郡大祝村森
同　具宇蓮毛八百五番地一
同　田中國三郎　名古屋市中區御器所町字北山前三十八番地
同　山本新太郎　京都市上京區一條通室町西入口ル一松町五百十四番地ノ二
監査役　熊澤　一衛　三重縣三重郡河原田村大字河原田二千三百三十四番地

昭和三年十二月十六日登記

●商號新設
一商號　熊本自動車商會
一營業ノ種類　自動車販賣及之ニ附隨スル一切ノ營業
一營業所　熊本市米屋町三丁目五十三番地
一商號使用者ノ氏名住所　中村儀郎　熊本市米屋町三丁目五十三番地

●支配人代理權消滅
一九州ノート株式會社支配人　三上信人ハ昭和三年十一月二十八日辭任ス

●支配人選任
一支配人ノ氏名住所　安武貞次郎　熊本市花園町九百四十八番地
一主人ノ氏名住所　九州ノート株式會社　熊本市本山町四百九十九番地
一支配人ヲ置キタル場所　熊本市本山町四百九十九番地

●株式會社佐友鋼行變更（支店）
一昭和三年十一月二十日東京市麹町區山元町一丁目十一番地ノ一ノ支店ヲ左記ノ如ク稱呼變更ス
支店　東京市麹町區山元町二丁目一番地ノ一

●林積善合名會社清算結了
一清算結了ノ年月日　昭和三年十二月十七日
右昭和三年十二月十八日登記　熊本區裁判所

●地製鹽製粉株式會社資本減少
一昭和三年十二月十一日資本減少ニ因リ資本總額ヲ金三万圓ト各株拂込額ヲ金五十圓ト變更ス

昭和三年十二月十四日登記　鹿兒島區裁判所

●株式會社西藤殖產銀行變更
一取締役神田橋英吉ハ昭和三年十二月三日死亡ス
昭和三年十二月十三日登記　川内區裁判所

●株式會社佐友鋼行變更（支店）
一昭和三年十一月二十日東京市麹町區山元町一丁目十一番地ノ一ノ支店ヲ左記ノ如ク稱呼變更ス
支店　東京市麹町區山元町二丁目一番地ノ一

●林積善合名會社清算結了
一清算結了ノ年月日　昭和三年十二月十七日
右昭和三年十二月十八日登記　熊本區裁判所

●地製鹽製粉株式會社資本減少
一昭和三年十二月十一日資本減少ニ因リ資本總額ヲ金三万圓ト各株拂込額ヲ金五十圓ト變更ス

昭和三年十二月十四日登記　鹿兒島區裁判所

●株式會社西藤殖產銀行變更
一取締役神田橋英吉ハ昭和三年十二月三日死亡ス
昭和三年十二月十三日登記　川内區裁判所宮之城出張所

●糸滿馬車軌道株式會社變更
一取締役會社設立
所ヲ左ノ地ニ移轉ス
那覇市下泉町二丁目十三番地
右昭和三年十二月十四日登記　那覇區裁判所

●中山千溫泉株式會社變更
一取締役白石辰三ハ昭和三年十一月二十六日退任シ同岡崎次郎佐藤熙治伊藤庄吉山田正一青山德吉佐藤恒四郎若生直治藤原東吾ハ同日重任ス
昭和三年十二月八日登記

●石守合資會社商店解散
一總社員ノ同意ニ依リ昭和三年十一月二十九日解散ス

●仁壽生命保險株式會社變更（支店）
一監査役廣瀬清次ハ昭和三年十二月五日死亡ス

●株式會社東北糖業商會變更
一昭和三年十一月二十七日左ノ者監査役ニ就任ス
阿部源吉　名取郡皆田町增田字町屋敷西側五十七番地

●共保生命保險株式會社變更（支店）
一取締役鈴木義兵衛ハ昭和三年十二月三日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
東京市芝區高輪南町四十八番地
昭和三年十二月十日登記

●合資會社設立
一商號　合資會社岩久酒造店
一本店　仙臺市東二番丁七十三番地
一目的　酒類ノ製造販賣其ノ他之レニ附帶スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和三年十一月二十九日
一代表社員氏名　岩井久兵衛
一社員ノ氏名住所出資及責任
金六万七千圓　無限　岩井久兵衛　仙臺市東二番丁七十三番地
金二万圓　同　岩井君子　同所同番地
金五千圓　同　岩井きた　同所同番地
金三千圓　同　岩井久六　同市土橋通六十五番地
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年

●仙臺瓦斯株式會社變更
一監査役中村梅三ハ昭和三年十二月二日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
仙臺市宮城堀下二十五番地
昭和三年十二月十一日登記

●仙臺不動產株式會社變更
一取締役中村梅三ハ昭和三年十二月二日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
仙臺市宮城堀下二十五番地
昭和三年十二月十一日登記

●仙臺不動產株式會社變更
一監査役中村梅三ハ昭和三年十二月二日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
仙臺市宮城堀下二十五番地
昭和三年十二月十一日登記

●株式會社不動產銀行變更
一取締役中村梅三ハ昭和三年十二月二日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
仙臺市宮城堀下二十五番地
昭和三年十二月十一日登記

●株式會社不動產銀行變更
一監査役中村梅三ハ昭和三年十二月二日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
仙臺市宮城堀下二十五番地
昭和三年十二月十一日登記

●共保生命保險株式會社變更（支店）
一監査役伊藤長三郎若尾鴻太郎ハ昭和三年十二月十日重任ス
昭和三年十二月十四日登記

●紅久株式會社變更
一監査役中村梅三ハ昭和三年十二月二日其ノ住所ヲ左ノ所ニ移轉ス
仙臺市宮城堀下二十五番地
昭和三年十二月十五日登記　仙臺區裁判所

●合資會社設立
一商號　合資會社蘭森本店
一本店　伊具郡角田町大字角田字角田町七十番地
一目的　和洋酒類味噌醬油ノ販賣並ニ右ニ附帶スル業務
一設立年月日　昭和三年十二月十日
一社員ノ氏名住所出資及責任
金一百圓外勞務　無限　笹森省悟　伊具郡角田町大字角田字角田町七十番地
金一千圓也　有限　笹森りう　伊具郡角田町大字角田字田町百十七番地
金一千圓也　有限　笹森隆治　同所
金五百圓也　有限　笹森拓治　同所
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
右昭和三年十二月十七日登記　大河原區裁判所角田出張所

●株式會社東北實業銀行變更（支店）
一昭和三年十二月七日資本減少ニ依リ資本總額ヲ左ノ通リ變更ス
資本ノ總額　金六百万圓也
右昭和三年十二月十五日登記　古川區裁判所松山出張所

●氣仙水力電氣株式會社變更（支店）
一監査役小滝豊三郎ハ昭和三年十二月三日死亡ス
昭和三年十二月十五日登記　氣仙沼區裁判所

●商號新設
一商號　ホリエ洋品店
一營業ノ種類　洋品雜貨販賣業
一營業所　福島市大字福島字本町三十番地
一商號使用者ノ氏名住所
福島市大字福島字本町三十番地　浪花藤吉　福島市大字福島字本町三十番地
昭和三年十二月十二日登記

●株式會社福島縣農工銀行社債變更
一昭和三年十二月十一日社債一部償還ニ付社債ノ總額ヲ左ノ通リ變更ス
第六回發行大正元年十一月十一日登記社債ノ內金五千三百圓償還ニヨリ社債總額金一百圓
第十四回發行大正六年六月二十五日登記社債ノ內金一万五千圓償還ニヨリ社債總額金三万圓

第十五回發行大正六年八月二十日登記社債ノ內金三万六千圓償還ニヨリ社債總額金三万五千圓
第十六回發行大正七年十月三十日登記社債ノ內金一万圓償還ニヨリ社債總額金二十二万四千圓
第十七回發行大正八年三月十三日登記社債ノ內金八千三百圓償還ニヨリ社債總額金十七万五千五百圓
第十八回發行大正八年十一月五日登記社債ノ內金五千五百圓償還ニヨリ社債總額金十二万三千圓
第十九回發行大正八年十二月二十六日登記社債ノ內金五千五百圓償還ニヨリ社債總額金十二万三千圓
第二十回發行大正九年三月二十三日登記社債ノ內金六万圓償還ニヨリ社債總額金十万圓
第二十一回發行大正九年三月二十五日登記社債ノ內金三万圓償還ニヨリ社債總額金五万五千圓
第二十二回發行大正九年四月二十四日登記社債ノ內金五千五百圓償還ニヨリ社債總額金十二万三千圓
第二十三回發行大正九年五月二十日登記社債ノ內九万六千七百圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第二十六回發行大正十一年十二月十二日登記社債ノ內金二万圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第二十七回發行大正十二年二月十五日登記社債ノ內金一千圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第二十八回發行大正十二年二月十五日登記社債ノ內金一千圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第二十九回發行大正十二年八月二十九日登記社債ノ內金二千百圓　償還ニヨリ社債全額償還濟
第三十三回發行大正十三年三月二十六日登記社債ノ內金二千圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第三十四回大正十三年八月十一日登記社債ノ內金四万五千圓償還ニヨリ社債總額金二十八万八千圓
第三十五回發行大正十三年十一月十七日登記社債ノ內金十五万六千八百圓　償還ニヨリ社債總額金二百圓
第三十六回發行大正十三年十一月十七日登記社債ノ內金四万圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第三十七回發行大正十三年十一月十七日登記社債ノ內金四万一千圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第三十八回發行大正十三年十一月十八日登記社債ノ內金三百圓
第三十九回發行大正十三年十一月十八日登記社債ノ內金十五万二千七百圓償還ニヨリ社債總額金三百圓
第三十八回發行大正十四年五月十三日登記社債ノ內金十五万二千七百圓償還ニヨリ社債總額金三百圓
第三十九回發行大正十四年四月二日登記社債ノ內金一万圓償還ニヨリ社債總額金四十五万一千圓

第四十回發行大正十四年十月十六日登記社債ノ內金二万三千四百圓　償還ニヨリ社債總額金二百圓
第四十一回發行大正十四年十月十六日登記社債ノ內金二十万圓　償還ニヨリ社債全額償還濟
第四十二回社債發行大正十五年三月二十五日登記社債ノ內金六十九万九千百圓償還ニヨリ社債總額金九百圓
第四十四回發行大正十五年十月七日登記社債ノ內金二十四万圓償還ニヨリ社債全額償還濟
第四十九回發行昭和二年十月五日登記社債ノ內金一万圓償還ニヨリ社債總額金十一万圓
第五十回發行昭和二年十一月十八日登記社債ノ內金百四十万圓償還ニヨリ社債總額償還濟

●昭和十五日登記
一昭和三年十二月十五日登記

●昭和土地株式會社變更
一昭和三年十二月十日目的中一項ヲ追加シ目的ヲ左ノ通リ變更ス
一目的
一動產不動產ノ賣買及金融又ハ仲介
二債權ノ取立又ハ整理
三前項ニ關聯スル業務

●株式會社設立
一商號　福島共益株式會社
一本店　福島市大字福島字大町二十番地
一目的
一動產不動產ノ賣買及金融又ハ仲介
二債權ノ取立又ハ整理
三前項ニ關聯スル業務
一設立年月日　昭和三年十二月十四日
一資本總額　金五千圓
一株ノ金額　金二十圓
一各株拂込額　金二十圓
一公告方法　本店掲示場
一取締役氏名住所
內池久五郎　福島市大字福島字大町五十一番地
角田　文平　仙臺市土樋百九十七番地
藪內平兵衛　福島市大字福島字大町十七番地
一監査役氏名住所
池田益藏　福島市大字廣濱字養內前十一番地
松本忠雄　福島市大字福島字萬世町三十九番地
一存立時期　設立ノ日ヨリ滿十箇年

●株式會社銀行變更（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠
昭和三年十二月十九日登記　福島區裁判所

●合資會社設立
一商號　合資會社渡邊組
一本店　安達郡高川村大字玉川字橫川五十九番地

●株式會社設立
一商號　合資會社大竹機業場
一本店　米澤市門東町下ノ町三千二十五番地ノ二

●株式會社設立
一商號　合資會社鈴木石材商店
一本店　西白河郡西郷村大字熊倉字峯田十五番地
一目的
一石材採掘及販賣農產物購入及販賣
一前項ニ附隨スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和三年十二月十一日
一代表社員ノ氏名　鈴木由吉
一社員氏名住所出資ノ種類價格及責任
鈴木與吉　西白河郡西郷村大字熊倉字峯田十五番地無限責任
一西白河郡西郷村大字熊倉字峯田十五番地
木造瓦葺住宅建住宅一號
建坪五十二坪七合五勺一筆
右使用權價格　五百圓也
一金千圓也　無限責任　鈴木忠吉　同所同番地

●合資會社設立
一商號　合資會社鈴木石材商店
一本店　西白河郡西郷村大字熊倉字峯田十五番地
一目的
一石材採掘及販賣農產物購入及販賣
一前項ニ附隨スル一切ノ業務
一設立年月日　昭和三年十二月十一日
一代表社員ノ氏名　鈴木由吉
一社員氏名住所出資ノ種類價格及責任
鈴木與吉　西白河郡西郷村大字熊倉字峯田十五番地無限責任
一西白河郡西郷村大字熊倉字峯田十五番地
木造瓦葺住宅建住宅一號
建坪五十二坪七合五勺一筆
右使用權價格　五百圓也
一金千圓也　無限責任　鈴木助右ヱ門　同郡同村大字羽太字須戸原百五十二番地
一存立時期　滿十箇年
昭和三年十二月十七日登記　白河區裁判所

●鏡石酒造株式會社變更
一監査役母丹谷胖治郎ハ昭和三年十二月四日死亡ス
右昭和三年十二月十七日登記　白河區裁判所須賀川出張所

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　若松區裁判所

●合名會社（商店（更正）
商號ヲ合名會社カネサ商店ト更正ス
右昭和三年十二月十九日登記　若松區裁判所

●株式會社安田銀行支店廢止（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　若松區裁判所喜多方出張所

●株式會社日本勸業銀行社債（支店）
第十一回復興貯蓄債券
一社債ノ總額　金一千万圓
一各社債ノ金額　金一千圓
一社債ノ利率　年四分ノ半箇年複利
一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月三十一日迄據置キ同年同月第一回ノ償還ヲ始ム爾後毎年二回（一月七月）抽籤ヲ爲シ每回金五万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ但シ最終ノ償還ハ昭和二十一年四月之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス尚買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアル
一社債ノ方法ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其當籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額　金額
昭和三年十二月十九日登記　鶴岡區裁判所

●株式會社安田銀行支店廢止（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　酒田區裁判所

●鮏漁酒造株式會社
監査役山田彌惣太ハ大正九年二月一日死亡ニ因リ抹消ス
右昭和三年十二月十五日登記　花卷區裁判所黑澤尻出張所

一金千圓也　有限責任　鈴木ハツ　同所同番地
一金五百圓也　鈴木助右ヱ門　同郡同村大字羽太字須戸原百五十二番地

昭和三年十二月十七日登記　白河區裁判所

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　若松區裁判所野澤出張所

●株式會社安田銀行支店廢止（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　若松區裁判所喜多方出張所

●株式會社日本勸業銀行社債（支店）
第十一回復興貯蓄債券
一社債ノ總額　金一千万圓
一各社債ノ金額　金一千圓
一社債ノ利率　年四分ノ半箇年複利
一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月三十一日迄據置キ同年同月第一回ノ償還ヲ始ム爾後毎年二回（一月七月）抽籤ヲ爲シ每回金五万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ但シ最終ノ償還ハ昭和二十一年四月之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス尚買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアル
一社債ノ方法ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其當籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額　金額
昭和三年十二月十九日登記　米澤區裁判所

●株式會社安田銀行變更（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　米澤區裁判所

●株式會社日本勸業銀行社債（支店）
第十一回復興貯蓄債券
一社債ノ總額　金一千万圓
一各社債ノ金額　金一千圓
一社債ノ利率　年四分ノ半箇年複利
一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月三十一日迄據置キ同年同月第一回ノ償還ヲ始ム爾後毎年二回（一月七月）抽籤ヲ爲シ每回金五万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ但シ最終ノ償還ハ昭和二十一年四月之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス尚買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアル
一社債ノ方法ハ債券一組ノ籤數ニ依リ執行シ其當籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額　金額
昭和三年十二月十九日登記　鶴岡區裁判所

●株式會社安田銀行支店廢止（支店）
一昭和三年十二月十五日靜岡縣濱名郡笠井町笠井五百十一番地ノ支店ヲ廢止ス
右昭和三年十二月十九日登記　酒田區裁判所

●鮏漁酒造株式會社
監査役山田彌惣太ハ大正九年二月一日死亡ニ因リ抹消ス
右昭和三年十二月十五日登記　花卷區裁判所黑澤尻出張所

昭和63年5月5日 第三種郵便物認可

●合資會社秋田洋服商會變更
一昭和三年十二月一日總社員ノ同意ニ因リ本店ヲ左ノ地ニ移轉セリ
本店　秋田市中長町一番地
右昭和三年十二月十四日登記
●天洋菓飾株式會社變更
一昭和三年十二月八日取締役荒木喜太郎死亡セリ
右昭和三年十二月十五日登記
●株式會社日本勧業銀行社債（支店）
第十一回復興貯蓄債券
一社債ノ總額　金一千万圓
一各社債ノ金額　金十圓
一社債ノ利率　年四分ノ半箇年複利
一社債償還ノ方法及期限　元金ハ昭和四年一月三十一日迄据置キ同年同月第一回ノ償還抽籤ヲ執行シ其以後毎年二回（一月七月）抽籤ヲ爲シ毎回金五万圓以上ヲ各其翌月ニ償還シ十七年三箇月以内ニ全額ヲ償還ス但シ最終ノ償還抽籤ハ昭和二十一年四月之ヲ執行シ殘額全部ヲ償還スルモノトス尚買入消却ヲ爲シ又ハ抽籤ニ依リ臨時ニ償還スルコトアル（シ）償還常籤シタル番號ヲ各組ニ通用スルモノトス
一各社債ニ付拂込ミタル金額　金額
右昭和三年十二月十七日登記　秋田區裁判所

（一九）大正七年十一月十八日登記　シタル第三十七回ヲ號社債殘額一百三十八万圓ノ内一万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ一百三十七万圓ニ

（二〇）大正八年一月十四日登記シタル第三十八回ヲ號社債殘額七万八千圓ノ内一万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ七万七千圓ニ

（二一）大正八年二月二十八日登記シタル第三十九回ゆ號社債殘額七十万三千圓ノ内五千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ六十九万八千圓ニ

（二二）大正八年四月五日登記シタル第四十回め號社債殘額九十五万九千圓ノ内四千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ九十五万五千圓ニ

（二三）大正八年四月十六日登記シタル第四十一回み號社債殘額九十五万八千圓ノ内三千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ九十五万五千圓ニ

（二四）大正八年六月二十三日登記シタル第四十二回し號社債殘額九十四万五千圓ノ内五千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ九十四万圓ニ

（二五）大正八年十一月十四日登記シタル第四十三回ゑ號社債殘額四百七十三万九千六百圓ノ内一万二百圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ四百七十二万九千四百圓ニ

（二六）大正八年十一月二十四日登記シタル第四十四回乙ゑ號社債殘額十九万四千圓ノ内五千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ九万九千圓ニ

（二七）大正八年十二月二十日登記シタル第四十五回ひ號社債殘額四十一万七千八百圓ノ内二千百二十圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ四十一万五千五百圓ニ

（二八）大正八年十二月二十六日登記シタル第四十六回も號社債殘額二百四万三千五百圓ノ内一万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ二百三万三千五百圓ニ

（二九）大正八年十二月二十九日登記シタル第四十七回す號社債殘額十六万六千圓ノ内二千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ十六万四千圓ニ

（三〇）大正九年四月八日登記シタル第四十八回せ號社債殘額四百四十七万圓ノ内一百二十四万四千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ三百二十三万五千六百圓ニ

（三一）大正九年四月二十五日登記シタル第四十九回そ號社債殘額一百五十三万六千四百圓ノ内一百三十三万四千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ一百二十万二千四百圓ニ

（三二）大正九年十一月十五日登記シタル第五十回た號社債殘額一百三十二万九千圓ノ内一万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ一百三十一万九千圓ニ

（三三）大正九年十一月十五日登記シタル第五十一回ち號社債殘額一百万円ノ内一百万円ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ一百万円ニ

（三四）大正九年十一月十五日登記シタル第五十二回つ號社債殘額一百万円ノ内一千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ九十九万千圓ニ

（三五）大正九年八月六日登記シタル第五十一回乙ね號社債殘額六十七万五千圓ノ内一千圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ六十七万四千圓ニ

（三六）大正九年九月二十一日登記シタル第五十二回社債殘額一百万円ノ内一万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ九十九万円ニ

（三七）大正九年九月二十二日登記シタル第五十三回社債殘額一千一百圓ノ内七百圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ四百圓ニ

（三八）大正九年十一月十五日登記シタル第五十五回社債殘額二百圓ノ内一百圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還シタルニ付發行殘額ヲ一百圓ニ

（三九）大正十年三月八日登記　シタル第五十九回社債殘額一百三十二万九千圓ノ内一万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ償還　シタルニ付發行殘額ヲ一百三十一万九千圓ニ

（四〇）大正十年六月二十三日登記シタル第六十一回社債殘額十五万圓ヲ昭和三年十二月三日迄ニ全部償還

（四一）大正十年八月十九日登記シタル第六十二回社債殘額三十長方ニ付キ一万圓ヲ收穫スヘキ米ノ賣却ニ付キテモ保佐人ノ同意アルコトヲ要スル旨當區裁判所ハ宣告ヲ爲シタリ

昭和四年一月二十六日　新潟地區裁判所

本籍及住所兵庫縣飾磨郡津田村今在家九百五十二番地　井上正次

右ニ對シ親族松本安太郎同井上三之助ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和四年一月二十三日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ

昭和四年一月三十一日　姫路區裁判所

本籍及住所兵庫縣飾磨郡津田村今在家九百五十二番地　井上正次

右ニ對シ親族松本安太郎同井上三之助ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和四年一月二十三日準禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ

昭和四年一月三十一日　姫路區裁判所

明治四十年七月三日生

高等理工科學校學生募集

電氣工學科（修業年限二ヶ年）
數物學科（修業年限一ヶ年）
化學科（修業年限一ヶ年）
豫科（修業年限半ヶ年）

高等師範程度トシ
中學教員養成ノ養成ス

特色

本校本科ニ入學セントスルモ數學及理學ノ素養不充分ト思ハルル中等學校ト級メハ卒業程度ノ者ノ學力ヲ充實セシム
諸高等學校入學志願者及出願受驗者並ニ商業學校卒業生ニシテ高等工業方面受驗者等ニモ適切ナリ
（本校ハ理學的基礎ノ上ニ確實ナル學力ヲ築クシムルヲ目的トスルコト從來ノ高等工業學校等ト著シク趣ヲ異ニシ特ニ世界ノ博士及學士ヲ一堂ニ集メタルカ如キハ其例鮮シ）

入學資格
中等學校卒業程度

入學時期及入學手續
入學締切リ四月十四日
入學試驗 四月十五日
詳細ハ郵券二錢封入本校ヘ申出フルベシ

名古屋市中區東新町東北角
名古屋高等理工科學校

萬一に方り誓つて安んじ奉る機能の完璧！
我國固有の美術を加味したる樣式の典雅！

國産謹製第參樣式

御直影奉安庫

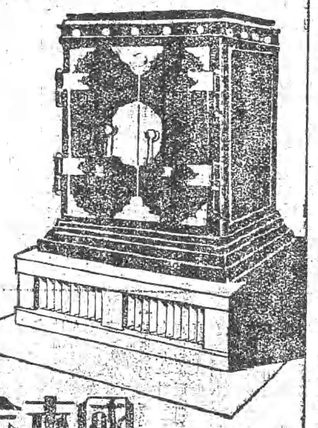

國産金庫店
東京日本橋區通町四丁目
說明書拜呈

淺野煙突

石綿セメント製

淺野スレート株式會社
東京京橋區三十間堀三
大阪北區曾根崎新地三
門司市田町
名古屋中區南鹽竈町三
札幌市北三條東四

金庫と奉安庫

特許
小林金庫

品質優良・見積低廉・納期確實

カタログ進呈
東京日本橋區南茅場町
小林金庫商會
電話茅場町一〇七六番

●募集學科、土木、電氣、建築各工學科、商科
●募集人員 各科約百名▲入學試驗日三月卅一日（第一次）
●入學資格 學制第二條參照▲學則請求郵券參錢
東京市芝區芝浦三丁目一番地電話高輪一五七〇番

東京高等工商學校

特許
機械昇降荷物搬可式蔴加

主ナル用途
倉庫荷物移降用、諸貨物車荷積用
倉庫用機械
專門製作
カタログ進呈
加藤工業所
（東京市京橋區元數寄屋町二三ノ四 電話銀座二二二三八番）
型式 DH型
結動式
直動式
手動式
電動式

堀井謄寫版

及一般印刷用入業

最新發賣
綜合式

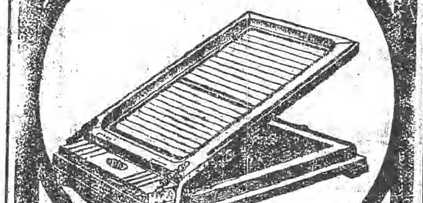

特許明治四十七年

販賣元 東京市神田區錦町三丁目六番地
堀井謄寫堂本店
電話神田（三）自四二二至六六六・三六六
支店出張所・上海・漢口・天津・京城

トンテ

高島屋製

東京市京橋區水楊町一丁目
陸海軍鉄道局諸官省御用
高島屋呉服店
カタログ進呈
電話京橋（一〇三）五五番
六五九一番
六五九二番

營業品目
天幕・雨覆・雨衣・作業衣・蓆帽袋・寢具入・背負袋・雜袋製造販賣
麻帆布・麻糸・布木綿帆布・防水布類一切卸賣商

御直影奉安所警衛供進使御服

◎宮內省 內務省 各府縣廳御用達

目錄贈呈

株式會社 高田茂裝束店
東京市御茶水橋中六番町二十九番地
電話九段二一〇二・二〇二七
（營店）京都市烏丸通出水廣入

社債繰上償還公告

大正拾五年拾壹月拾五日發行當社第貳回物上擔保附社債額面壹千萬圓也來ル參月貳拾日全額繰上償還可致候間今日以降日本興業銀行本支店ニ於テ債券引換ニ元金及左記端數利金御受領被下度此段公告候也

五千圓券 壹百圓券 拾壹圓九拾七錢
壹百圓券 貳圓券 貳拾九錢
壹千圓券 貳拾參圓九拾四錢
壹百圓券 貳圓參拾九錢

昭和四年貳月

伊那電氣鐵道株式會社

登錄
金華朱肉朱之油朱墨

東京市日本橋區横山町壹丁目六番地
寶文堂 森島萬造
電話浪花六六二〇番
振替東京九三六八番

爆藥
淺野カーリット

株式會社名義書換停止公告
當會社定款第十七條ニ依リ本月二十日ヨリ定時株主總會終了ニ至ル迄株式ノ名義書換ヲ停止ス
昭和四年二月十二日
日本火災保險株式會社

★★★
學用 名のど（ケーキ型）
文具・洋紙

東京下谷西町三
三星繪具製作所
電話下谷 五〇〇二 五〇〇三

スハウ ハイプ

鐵の家
國産の權威耐久絶大移動組立見る間に
一、ハンドル一本で誰人も建築家
一、原根板と側生子板
一、骨組一切管

萬物特許
膠着劑
菱光グリュー

東京丸の內三菱本館內
東京工藝化學試驗所
電話九ノ內（三四〇一）（六四〇一）

建築學會推奨
正式除臭吸塵器
便所排臭

改悪
模造品に注意！
啓正式特許製作所
東京市芝區三田四國町一番地
電話芝 87021

御使用先
信省、陸軍省、海軍省、內務省、東京、大阪市役所
大値下賣行、製作機完備
大量生産
一般家庭に普及、社會奉仕の爲、家庭用種三寸四分、三間八十五錢

最高級 レントン輪轉自動謄寫機

多年研究ノ結果愈ゝ發明セラレシ
最新式 レントン
輪轉自動謄寫機ハ
總テノ點ニ於テ優秀デアリ正確デアル爲ニ他機ノ追隨ヲ許サザルハ勿論外國品ニモ優ル
本邦唯一機！

本機ノ使命

一本機ハ機構堅牢永久ノ御使用ニ耐エ御使用ニ何等ノ熟練ヲ要セズ
一日本紙洋紙大小及ビ厚薄御任意
一原稿紙ハ在來ノ鐵筆、毛筆、邦歐タイプライターニテ可能ナリ
一印刷位置變更自由自在ニシテ肉版變更又容易ナルガ爲メ數種色刷任意
一印刷鮮明優美消耗品半減
一本器ハ紙數メーター付ニシテ一分間平均速度九十枚以上

◉事實ガ物語ル本機ノ優秀◉

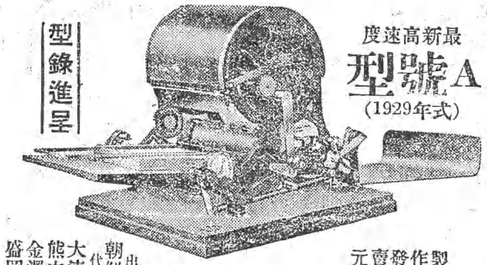

最新式 A號型
（1929年式）

型錄進呈

製作發賣元
本社 東京都市原河内町二番地
國際輪轉自働謄寫機商會
電話上野（3）六四八九番
電話大阪（6）〇〇〇五番
代表者 振替口座東京五五七六八番
出張所 朝鮮京城 代理店 大連 福岡 熊本 廣島 金澤 札幌 奈良

世界的權威 あのくち式渦巻ポンプ

士博學工井口
特許專賣

鑛山用各種工業、耕地灌漑、上下水道、一般家庭用、

カタログ進呈

株式會社 荏原製作所
東京府下荏原郡品川町七五〇
電話 高輪 七二〇・七二〇・六三七・六八〇一
振替東京五五七六八番・電信略號（エバラ、又ハエ）
大阪市北區堂島ビル內 大阪出張所
京城府黃金町二丁目 京城出張所

◉化學天秤

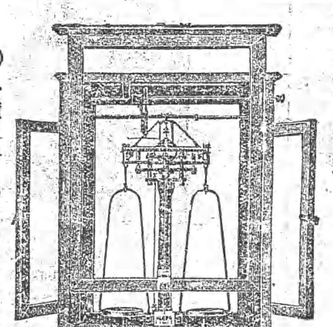

（型錄進呈）

◉各種天秤及、特許大正式自動秤◉
◉其他全般衡器製作販賣◉

陸海軍省
遞信省
鐵道省
御用

大正製作株式會社
東京市神田區鍋町十八番地
電話神田（二五）長七一七番
工場 東京府下南品川東廣町
電話高輪六七三番
出張所 横濱市常盤町二ノ一六八三番
電話門司市櫻町二〇〇五番

塗料界の權威
コユデ
類ユシッリポ
ーカッランリラビ
ンガーレプススクンビ
（説明書贈呈）
社會トンボユデ國産
店理代本日コユデ
株式會社 長瀬商店塗料部
本店 大阪市西區立堀
支店 東京日本橋區小舟町

各種野外テント
室內裝飾
防水マント
貨車用シート
荷車用雨覆
帆布製品一式
大阪市港區九條通二丁目
岡本テント商行本店
電話西一七〇七番
振替大阪四四七八七番
型錄進呈
岡本テント

官報 第六三五號 昭和四年一月十三日（水曜日）（第三種郵便物認可）

官廳の書類帳簿其他の記錄物は火災の折に燒けぬだけの保護を是非加へて置く必要があります。現在我が國に於て此の目的の爲に使用されてゐる資庫は數千に及んで居ります。火事は何時來るか判りません。萬一の火災に記錄物を燒失すると仕事の上に非常な損害を生じます。此の點に留意される方には御一報次第御參考の資料を進呈致します。

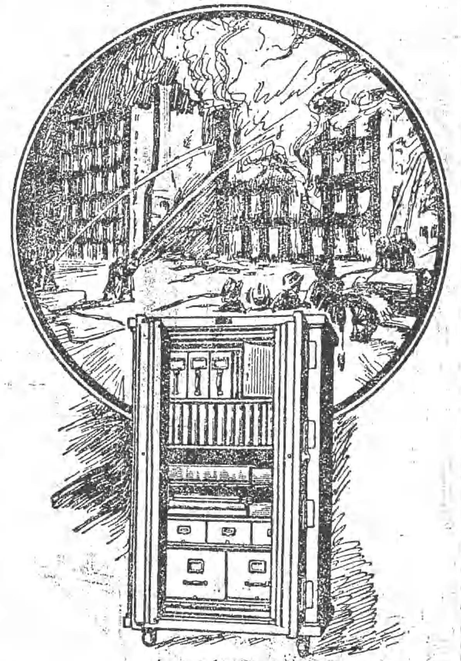

本邦總代理店
株式會社 アンリウスウ商會寶庫部
（電話京橋四三二九番）地番六目丁三座銀區橋京市京東
（電話本局一六八七番）筋堺目丁二町修道區東市阪大 店支
地番六二町佐土市連大 店支
地番十三町石明市戸神所張出戸神
地番五六一川十四上吉幸市岡福所張出多博
地番九三ノ八町內色市樓小所張出樓小
都庫寶店商原石町柳東區西市屋古名店理代屋古名
店商郎太万屋白橋屋津木號洞ノ西市都京店理代都京
社會式株具船綿製館商二八町廣末市館商店理代館商
行商藤伊社會式株地角三り通江漢府城京店理代城京
店商下山社會名合目丁二町本市北臺仙店理代臺仙
株式會社 若生商店本店

天幕雨覆ズック製品並ニ特許液防水布製造販賣

トンデ
ラテックス販賣
東京ゴム商會

本社 東京市四谷區愛住町三十一番地
電話四谷特長四三九八番 二八四八番
振替口座東京四二五番
工場 第一 府下中野町字雜色二六二番
第二 府下碑文谷村碑文谷二〇七

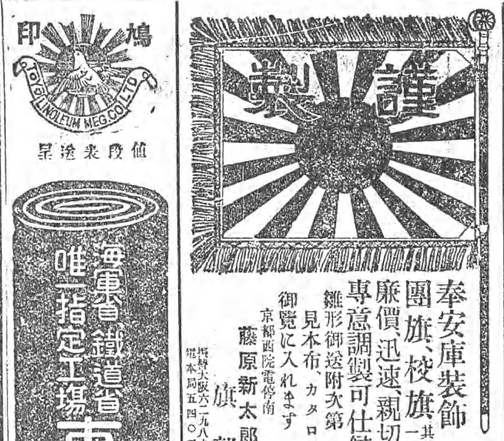

奉安庫裝飾
團旗、校旗、其他一切
廉價、迅速、親切に
專意調製可仕候
雛形御送附次第
見本布、カタログ
御覽に入れます
京都西院電停南
藤原新太郎
旗部
堺市大阪六二九八九番
電本局五四〇二番

海軍省鐵道省
唯一指定工場
東洋リノリユーム株式會社
年產額 百五十万平方碼
本業所 大阪東區瓦町二丁目山口ビル四階

値段表進呈

獨逸ウエッツラル市
エ、ライツ氏顯微鏡及び
光學器械各種

東洋總代理店
シュミット商店
東京市京橋區出雲町七
大阪市北區東梅田町二八

廣告取扱所
京橋區本材木町三丁目十七番地
廣告代理業 廣集社
電話京橋九一八番
振替東京五〇七〇三番

自警 二月號 文藝

憲法發布記念觀兵式行幸……口絵
議事堂の今昔……表紙裏
全國消防隊の御親閲式……内田傳藏
建國祭の教育問題……丸山鴻吉
警察官の教育問題……川村貞四郎
警察病院診療の根本方針……坂口康藏
時評……富谷生
時事漫畫……中山紅夢
犯罪の激增防止……上原鹿造
犯罪捜査と電話……金澤重威
警視廳今昔譚……蘭部久五郎
警察署の歴史……柳影生
明治警生氣質（其一）……藤澤衛彦
東京史蹟考（文學篇）……室田老樹
大東京風土記（京橋下）……市川柳影
猛獣の話に就ての話……黒川義太郎
甘味客味……鈴木哲太郎
新宿八重子二人殺し（捜査實録）……江口重
復（犯罪物語）……中村知二
内外時事……岩野謹助譯
其他……家庭と趣味▼グラフィック▼昭和四年記▼自警文藝▼雜報

毎月一回十日發行
一部送料共金五錢
購讀の向は前金

發行所 東京・警視廳内 自警會 振替東京六三二七二
法人

社債償還公告

第六回社債（大正十五年十月二十日發行）
償還總額 金五百萬圓（全額）
償還期日 昭和四年三月八日
利子 壹百圓券金貳圓八拾六錢
五百圓券金壹拾四圓參拾貳錢
壹千圓券金貳拾八圓六拾四錢
五千圓券金壹百四拾參圓貳拾錢
取扱銀行 愛知銀行本支店
右ノ通償還ノ儀聞ニ付此段公告候也
昭和四年貳月十三日
愛知電氣鐵道株式會社

鮮にのびる

A形十二色罐入 八十錢
A形…六色罐入 四十錢
A形…八色紙函入 五十三錢
A形（二十八色）一個 七錢
水筒、パレット 外ニ各種（型錄送呈）
内地送料十二錢（振替大阪六三八）
京都寺町姉小路 鳩居堂

京みす

宮殿樓閣室内外裝飾者職御翠簾
賜宮内省御用
京都市寺町四條下
翠簾師 前田平八商店
電話下二七四九番
振替大阪二九六四番

SIMMONS BEDS-SPRINGS-MATTRESSES
BUILT FOR SLEEP

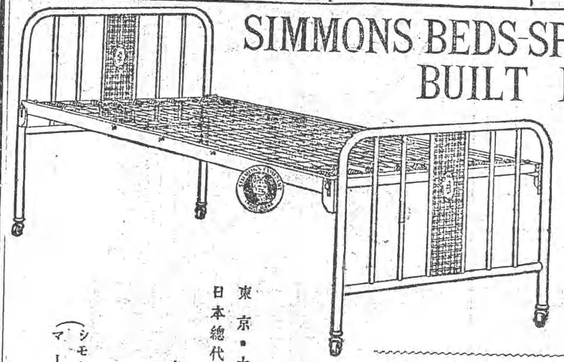

御家庭、ホテル、病院や寄宿舍用のベット新型多數到着しました。下記の店へ御照會を願ひます。此の外加奈陀シモンス會社特製羽根枕各種着荷致しました。

東京・大阪・横濱・神戸
日本總代理店 フレザー商會
東京市日本橋區吳服町（吳服橋通）
シモンズ、ベット陳列所
電話日本橋二五九三
（シモンズと稱する僞物あり マークに御注意）

フレザー商會陳列所 横濱日本大通七番
三越家具賣場 東京——大阪
深田商店 東京本郷四丁目
富貴屋家具店 同 青山六丁目
西川布團店 同 日本橋
松屋吳服店 同 銀座
都築商店 横濱山下町
寺尾商店 東京芝區愛宕下町
高島屋吳服店 東京——大阪
小出家具店 東京本郷一丁目
山畑家具店 同 神田神保町
小澤愼太郎商店 同 芝兼房町四
丸共百貨店 同 新宿一丁目
三崎商店 大阪阿波座下通
ベイモン商會 同 上通
竹中商店 同 江戸堀北通
柏井商店 神戸中山手通
今井吳服店 北海道札幌
小樽平出商會 同 小樽

本號廣告料 定價（郵稅共） 一部十五錢 一ヶ月分 四十錢 一頁 六段組 一行 三十錢 一頁 八段組 一行 四十錢
一頁廣告料（一行十五字詰） 一頁 六段組 一段 五十五錢 一行 五錢 一頁 八段組 一段 七十五錢 一行 七錢
發行所 東京市麴町區永楽町 内閣印刷局 電話麴町一三五一番 振替東京一九〇〇番

雜報

283

電信電話の擴張と改善

逓信省

電信電話及び無線電信、無線電話は産業の發達に、文化の促進に、またわれ〳〵の日常生活の上に緊要な役目を演じつゝあることは、更めてゆうまでもない。卽ちこの事業の擴張普及については、一日も等閑に附すことができないのである。ゆえに政府においては、財政の許す限り斯業の普及充實を企圖し、一意これが進歩發展に努力している次第である。左に事業普及の狀勢並に業務改善事項についてその大綱を述べて見よう。

㈠電信電話の擴張普及　電信電話及び無線電信網の擴張普及については、いつの政府當局も等しく力を注いでいるところであるが、何分にもその建設維持には多大の費用を必要とするので、やゝもすれば時運の進歩と一般の需要に副わない嫌がある。こんなことであつては、産業立國を國是とするわが國現下の狀況に照しても、特に遺憾といわなければならない。よつて先年第五十四議會に電信電話の擴張及び改良計畫改定案を提出したのであるが、議會が解散になつたゝめ、不幸にして右改定計畫案も成立を見なかつた。しかしながら本事業の擴張普及は、差おき難い急務であるので、更に前計畫に多少の修正を加え、昭和四年度豫算において、議會の協賛を求むることにした。

今少しくこれを具體的に述ぶれば電信事業においては、新規に計畫を樹て、昭和四年度においては、創設費三百万圓、又同五年度においては、創設費四百万圓、又同五年度においては、創設費三百万圓を計上し、二箇年度の繼續事業として、全國郵便局の内二百十局に電信事務を開始するを始めとし、無線電信局の新設擴張を爲すもの六局、電信線路の增設せらるゝもの四百里、その他電信線路の改築、舊式電信機械の引替及び改良、海底線の改修等を爲さんとするのである。尤も現在の電信設備を理想的に普及完備するには、相當長期に亙る大計畫を必要とするのであるが、財政の狀況をも考慮する要があるから、さしづめこの程度の計畫に止めた次第である。

次に電話事業においては、從來の擴張計畫を改定し、更に昭和四年度より同十五年度迄十二箇年の繼續事業として、總經費五億八千四百万圓餘を投じ、電話加入者五十九万八千名を增加し、市外電話線五万七千二百里を增架する計畫であつて、これが完成の曉においては、わが國の電話加入者の數は、今日の六十六万餘に比し約二倍弱の百二十六万餘名となり、今日わが國の人口百人に付加入一、一人に對し二、二人となつて、大體現在のフランスにおける程度に普及するのである。

次に無線電信電話について一言せんに、國内及び對殖民地無線連絡の爲にする施設は、前述の通電信擴張及び改良計畫によりこれを遂行し、また對外通信の爲にする設備は、日本無線電信株式會社をしてこれが增備を行わしめている次第であつて、既に對米局及び對歐局の一部は完成し、進んで對米第二局及び極東南洋局の建設計畫中である。なほ放送無線電話（ラヂオ）は專に民營によることに方針一決したるが事業本來の性質に鑑み、施設主體はこれを公益法人とするを最適當と認め、社團法人日本放送協會をしてこれが經營の衝に當らしめている。同協會においては既に放送局七局と、別に二箇所にスタヂオを設置し、且これ等の放送局は、その相互間を有線により連絡する計畫を進めつゝあつたが、漸く昨年十一月大體現在のこれを完成し、北は仙臺から南は熊本に至るまで六放送局の連絡成り、一方札幌放送局には無線による中繼を實施し、斯くして昨年秋擧行せられた御大禮の際の如きも、直接奉拜し得ざりし全國多數の聽取者に御盛儀の御模樣を報導し、近代的文化施設としてまことに意義あらしめた次第であつたが、將來共この施設が地方文化の促進に寄與する所は尠くないであろう。

㈡業務の改善　國民の電信電話を利用する程度の增加は、常より年と共に加つているが、一面交通機關の發達につれて、甲乙兩地間を極めて短時間で往復し得るに至り、電信電話の通信機關の方面においても取扱時間の短縮を圖らなければ、その使命を果し得ない樣になつたのである。この自然の要求を充たす爲の對策として、一方においては、機關の擴張普及を企圖すると共に、他面進歩せる機械を利用し、または業務の改善を必要とするのである。卽ち電信においては主要都市に印刷電信機を設備し、また短波長無線を裝置し、有線電信の補助機關とすると共に、その障碍に因る不通杜絶に備え、また電話にあつては自働交換方式を採用し、既に六大都市は大部分これを自働化し、漸次全國の主要都市をも自働化する方針である。この外市外通話においては、卽時接續法を採用し、市外通話も市内通話同樣立所に通話し得る方式にするのであつて、既に東京大森間その他二三にこれが實施を見、なお將來主要都市間には、この方式を採用する方針である。次に日本と外國との間の電信通信關係を見るに、その進歩改善せられた所が尠くない。昨年は日本とアメリカとの間の無線による直接通信の路が開かれたが、今年はヨーロッパとの間にも無線による直接通信が行われることになるであろう。また昨年の暮に御批准の上公布せられた基府國際無線電信條約も、今年一月一日から實施せられたから、陸上と船舶との通信等も餘程改善せられるであろう。それから昨年秋ベルギーで開催の萬國電信會議では、外國電報に用いられる隱語の組成及び料金改正問題が議決せられ、今秋十月から實施せられることになつているが、これによつて電報利用者は相當利益を受けることになる。

おわりに寫眞電信について一言しよう。輓近科學の進歩に伴い電氣通信に關する各種の發明が相踵いで表われるが、就中寫眞電信の發明は電氣通信上に一新機軸をもたらしたものである。寫眞電信は文字、記號、符號、圖案、設計圖、繪畫寫眞、指紋その他總ての形象を隔地間に印影複寫するも

日光浴（三）

日光と人體

日光浴の効果

内務省衛生局

▼日光浴と人體　日光浴を實行すると、數日で精神が爽快になり、睡眠も深くなり、食慾も增加して來る。日光浴を盛に行うと、一時體量が減ずることがあるが、長く續けると必ず回復する。

日光浴の結果　皮膚が黑くなつて來る。われわれの身體で抵抗力の強い場所、例えば肛門附近、乳房、顏面等は生理的に色素の多いところである。それによつてもわかる通り、皮膚が日光浴のために黑くなれば、皮膚の抵抗力も强くなつて來るのである。日光浴をして日に燒けたならば、暫く中止して色がさめてから、再び日光浴をした方がよいとゆう人があるが、それは何等根據のない妄說である。

日光浴は赤血球を增加させる。特に高地において行う日光浴は、甚だしく赤血球を增して、顏色がよくなつて來る。

夏の暑い日ざかりに日光浴をすれば、盛んに發汗をするが、これは決して心配することでなく、水を充分に飲みさいすれば、氣分はわるくなるものでない。日光浴の結果、頭痛、めまい、嘔吐等がおこつて來るのは、水の飲み方がすくないからである。

紫外線の多い場所で日光浴を行うと、よく結膜炎をおこすが、それをさけるのには、ウルトラジン眼鏡を用いればよい。不必要に長く日光浴をしたり、食後直ぐ日光浴をすることは、つゝしむべきことである。

▼日光浴の効果　日光浴をして一番きき目に現われることは、痛みのとまることである。關節結核の痛みなどは固定繃帶などでは、なか〳〵止らないが、日光浴をすれば僅か一週間ほどでその痛は自然に減じる。

骨髓炎の腐骨などは、大手術をしなければ取り出せないのであるが、日光浴を行うと、自然に皮膚の外へ排出される。

付録

のであつて、在來の電信において單に片假名、羅馬字及び特定の記號のみの傳送に限られたるに比し、その電送すべきもの、範圍著しく擴大せられたばかりでなく、發信原書と同樣のものを受信紙上に再現せしむるものであつて、通信上は絶對に正確を期し得られ、しかも、發信者の手跡をそのまま受信者に傳え得る點は、郵便及び電信の特長を兼備するもので、現下の社會生活に照し必要缺くべからざる機關である。政府においては急速これが業務開始の必要を認め、昭和四年度において先ず東京大阪間にこれを施設し、一般公衆の利用に供する計畫である。

わが對南輸出發展と
蘭佛兩本國における反響

横濱正金銀行調査課

戰後わが國の南洋方面に對する輸出が、すこぶる增進して來たのは誠によろこぶべき現象であるが、これと同時に從來同方面において商權を握つていた各國に對し、殊にこれ等屬領地の本國における實業團體は政治的方策に訴えてわが國の輸出に對する妨害を試みようとしている。

オランダで昨年十二月開かれた、貿易振興會の總會で、同國商階員ファン、イーツセルステーン氏は、南洋における同國植民地と特惠關稅條約を結び、日本品の進出に對抗せんことを提案し、滿場一致で可決された。たゞこれに對しては、肝心の植民地方面において反對もすくなくないのであるが、今後この種の提案が議會の問題となつて、實現される曉には、わが國の貿易も相當の打擊を受けるものと覚悟しなければならない。

またフランスにおいても、同樣に昨年暮、新印度支那總督パスキエル氏が赴任するに臨み、リオン綿織物業組合は、同總督に、印度支那における日本商品進出の防禦、密輸入の取締、フランス品輸入税輕減等に關する建議書を呈出して、總督の考慮を求めるところがあつた。

その概略は、日本は印度支那に對し、フランスよりも、地理的および人種的に有利な地位を占めていて、さらにその國民の努力的かつ機敏な活動によつて、自國商品の販路開拓に努めている。リオン綿織物業者はこれに對し、常に警戒を怠らないのであるが、今後ともこれに對抗せんためには、ぜひとも印度支那當局の協力を切望する次第である。印度支那當局者は、現在日本の綿織物工業の長足の進歩および印度支那に對する進出の如何に甚だしきかについて、常に留意されたいが、つ經濟的利害關係は必然その他の利益關係とも一致するものであるから、日本の印度支那に對する經濟的進出は、この點からしてもよろこぶべきことでない。印度支那は日本政府に對し、通常の修好關係維持に必要なる外、あまり讓歩的態度をとられることは避けられたい。次に密輸入に關しては、これ等の脱税品がフランス商品の販路を阻害することの甚だしいのは當然であつて、現に日本品および支那品、特に綿織物類が多少には課税された品としては、到底あり得べからざる廉價で、印度支那の各地に販賣されていることは、同地方において盛んに密輸入の行われていることを證するに十分であり、先年もこの點に關しては、詳細な報告書を提出しておいた。またシヤム國境およびシヤム灣方面の如きは、全く無監視狀態とゆつてさしつかえなく、かつてわれ〳〵はこれについて當局の注意を求めたが、經費不足の故をもつて、如何ともなしがたい回答があつた。この後はこの點においても、充分な取締をすることを望む。

次にフランス製品に對する課税の問題であるが、一九二七年四月以來印度支那は、フランス製品に對して二%の課税をしているが、これはわれ〳〵にとつて、すこぶる苦痛であるが、かつ課税方法も不合理であるから、しかるべく改善を希望する。

以上はリオン綿織物業者建議の極めて概要を述べたのであるが、われ等は果して日本および支那の密輸入品が印度支那において、跳梁しているや否やは知らないが、貿易統計に現れた數字について見ると、日本の輸出は戰前に比して大に增進している。しかし昨年度においてはどうか。次にオランダ領印度支那に對する綿織物フランス領印度支那に對する綿織物について、大正三年および最近三箇年の比較を試みて見よう。

	昭和三年	同二年	同元年	大正三年
蘭領印度向輸出額	千圓 六六、一五三	千圓 六六、〇六四	千圓 六八、六六七	千圓 五、〇三二
内　綿織物	三五、三四二	四五、七九一	四〇、六六〇	一、六五
佛領同　上	三、八四二	五、一〇七	五、五六四	一、二三二
内　綿織物	一、一六五	一、五六四	一、二三二	—

右のように、これ等地方に對する昨年度のわが國輸出額は、一昨年度に比して減少している。もつとも、この主要な原因は南洋における、支那人の日貨抵制に基くのであるが、かゝる障害の尖發することある上に、さらにこれ等植民地の本國においても前に述べたような排制運動の擡頭しようとするのをおもうの時、わが國の當業者たる者決して愛如たり得べきでない。

一九二八年の世界大觀

＝イタリーの内治と外交＝　その一

國際聯盟協會

＝この稿は、塩津誠作氏の執筆にかゝる＝

▼單黨政治と皇室の將來　イタリー首相ムソリーニ氏を議長とする、ファシスト黨最高評議會は、九月十九日徹夜して大評定をした結果、同評議會をイタリーの事實上の統治者とする、新法案を可決した。

同法は十二箇條よりなり「若んど革命的の性質を帶びていて、その中に「王位繼承、皇帝の權力と特權、國家とローマ正教會との關係に關する如き、すべて團體に關する條件は、すべてファシスト黨最高評議會に諮詢すべし」とゆう意味の規定がある。

ムソリーニ氏はさきに、ファシスト黨を、イタリー唯一の公認政黨とすることに成功した。かれおよびかれの一派に取つては、これほど結構のことはない。しかしこれがため、近來のイタリーには、立憲君主制の片影さえなくなちんとしている。イタリーの新選擧法は、一般國民より選擧權を奪いあげ、皇帝は殆ど虚位を擁すに過ぎない有樣にした。（本欄二六〇號、イタリー政界に議論のあつた新選擧法の公布を參照）

四月ミラノにおいて、イタリーの皇帝を爆彈をもつて暗殺しようとした事件については、ムソリーニ首相は、その犯人がファシスト反對派であると見込をつけ、五百名からの嫌疑者を逮捕したが、「何等の犯跡を發見することができず、かれ等は除々に放免されて、四十名だけ殘つていた。しかもその四十名も數箇月の後、特別陸軍裁判所調査部の勘告により、一同の罪狀明かでないとゆう理由のもとに放免され、この事件では二十二名の市民が側杖を食い、生命をとられたが遂にうやむやにおわつた。

イタリー皇帝は、ムソリーニ氏の專制が、その主權を無視し、イタリー憲法を踏みにじつたため、不快の念を抱かれ、讓位の決心をかためられ、皇太子のムソリーニに對する反感は、一層强いから、首相は皇帝の從兄の長子であるアブリア公を推戴しようとしている風說も出たが、これは全然無根であると、アブリア公が否認した。

▼專制下の議會は傀儡　ミラノにおける皇帝暗殺未遂事件と、時を同じくしてムソリーニ首相乘用列車爆破未遂もあつた。これも眞犯人が逮捕されたことを聞かない。ファシスト政府の偉力をもつてしても、その犯人を發見することのできないのは、むしろ不思議であるとゆうものもある。しかもこれは發見されない理由が別に存在しているのでもあるか。

イタリーにおける青年の教育または訓練のために、設けられた團體であるバリラスを除く外、すべての團體を解散させる法律も出た。即ちファシスト黨に屬さないもの、ローマ法王廳の維持する少年團も槍玉にあげられた。

ファシスト革命六週年の紀念祭は、當首ムソリーニ首相の親所に從い、十月二十八日擧行され、首相は、われ等の業績は單なる言葉でなく、實際の行爲によつて示されていると述べた。この日各都市における、道路、學校、水利施設その他約二千八百の公益事業の竣成式が行われ、首相は、新國道開通式や、海軍文部兩省、天文臺新築落成式に參列した。

▼新貴族制とパンテオン　革命以後既に六年になる。これよりさき、イタリー貴族制を改め、アシヨ革命に功のあつた者を、貴族にせようとゆう議論が出ていた。それと共に、これに繫れた英雄のため、パンテオンを建てようとの提案もある。從來存在したパンテオンの一廓に、アシヨ革命の英雄を葬る部分を造ることであろう。

イタリーの新選擧法は、下院を通過後、上院も大多數で通過し、遂に皇帝の裁可を得た。これよりファシスト黨は、法律上より見るとイタリー唯一の政黨となつた。

新選擧法公布前、首相は、少年ファシスチを組織し、その團員八万にのぼり、各自に銃を授けられた。首相の御曹子二人もこれに加つた。本團の綱領は、常に警戒氣分で緊張して行くことである。

ファシヨの擴張運動は、外交官試驗にもおよんでいる。ファシヨ革命前には、イタリーの大公使領事、同館員や外務省官吏は約二千名であつたが、ムソリーニ首相の代になつて、これを五百名に減じてしまつた。

ムソリーニ氏が政權をとると同時に、前首相ジオリッチ氏やニッチ氏に接近していた大公使は漸次罷免した。しかも下僚にいたるまで、ファシストを入れることは、當初の間は困難あつた。これは同黨員中に、訓練を經た外交官がいなかつたからである。しかも、こゝ兩三年になつて、同黨に屬する參事官や一等書記官を大公使館に配して、大公使を誘勸することにした。これと同時に外交官出の外務次官を廢し、政務次官をおいて、外交官の任免を行わせることにした。

さらに本年になつて、大公使館や領事館にファシスト黨の書記官その他を供給するために、各大學や專門學校、卒業生より、選拔試驗を行うことにし、本年の採用數は百二十名であつた。

畜力の利用（その一）

農林技師　岸　良一

農林省畜産局の推定によると、わが國における畜産の生産總額は、約十二億六千六百万圓となる。その内容は、

家畜	二一、五七九、一九一圓
家禽	一〇、六三三、六二四
蜜蜂	四二、九五五
畜力	八七二、一四九、三五三
畜産物	三、六一四、二三三、六九三

となつている。これによつて見ると、家畜の効用については、乳、肉、毛とゆう風に、わが國現在では、この家畜の力を利用することが、大きなことになるのである。元來が有形的にその結果が殘つて行かないから人目をひかないが、もしこれが乳肉卵のように、生産が形に殘るとなか〳〵大きいものである。

畜力の利用は家畜の有するエネルギーを、機械的の働きに變じて利用するのだから、その利用のおよぶ範圍は、敢て農業にのみ關してはいない。わが國の都市にある荷馬車業のように、馬を完く使役するためにのみ、飼育するのも一つの畜力利用と考えられる。

また畜力利用を廣く考えると、その對象となる動物も牛馬のみに限らない。ヨーロッパで車をひく犬、雪原に拂を乘せる犬、遥候な地方に働く水牛、さては日本では見ないが、支那やアメリカに働くゆうように、段々廣い部分を、段々より長い時間日光にさらすようにするこれは體驅の前面だけのことであるが、背中は前面が充分日光浴に馴れた後に、下の方から上の方（三四日かゝつて、背中全部を日に當てるようにして、さしつかいはない。

十一日目より十五日目までは、この割合で時間を延ずる。その以後は初めより全身の日光浴を行い、その時間を三時間とする。最初の五分は第一日目、それより全身におよぼして、最後は十日目。

この方法は日光浴を行ふのに、最も安全な方法であるが、これでも發熱、不眠、下痢などがあれば、同じことを二日づゝ繰り返して、段々馴れるようにすることが必要であろう。

一體日光浴の影響は、たゞに日光紫外線の强さにばかりよるのでなく、その體質によることである。から、日光浴計を使えば種々便宜であろうと思う、特に不幸にして數日間雨になど降られた後、再び日光浴を始める時に、何れ程の時間日光浴をすべきかとゆうことは、なか〳〵定めにくいことである。日光浴計を用いると割合に安全にそれを定めることができる。特に初めて日光浴を行う人には、取るえず日光浴計で、自分の體質とその場所と、その頃の日光の强さをあらかじめ知る意味で、この器機の利用が便利である。

日光浴は骨の再生作用を促したり、また皮膚瘍などはたちまち癒る。膿の腐敗を好くしたり、淋巴線の腫張を吸收したり、その他種々の效果がある。

右に述べたのは、日光浴の效果の一部分であつて、實際一般の人が日光浴を行う場合には、身體全體の抵抗力が日光浴によつて、甚だしく增進することが、一番よろこばべきことである。この意味において健康の人にも抵抗力を增す意味で日光浴を盛んに行うことを、極力おすゝめする次第である。

▼日光浴の實行方法　いやしくも太陽のでるところなれば、どこでも日光浴は行うことができるが、できるならば風のすくない高地で行うにしたことはない。

日光浴をする場所の設備は、日光がよく當り、風が身體に當らないようにすれば、それで充分であるが、夏は頭に日覆をする必要がある。

日光浴は直接でなければならない。ガラス戸越しやカーテン越しでは效果はない。近頃紫外線を通過させるヴイタグラスとゆうものができたが、風の烈しい時などはこれを利用するのは好い方法である。

日光浴は嚴密的に規則正しく行わなければならない。先ず天氣のよい風のない丁度都合の好きそうな時間、例えば冬ならば、正午前後、夏ならば午前十時、午後三時頃極く短い時間、後に述べるように、身體の一部分を日光に直射させる。もし轉地先で日光浴を行う時は、少くともその土地に到著してから、一週間ほどは土地の氣候に馴れてから、日光浴を始めるようにしなければならない。

日光浴には二通りある。全身浴と局所浴とである。局所に日光浴を行つても、その影響は全身におよぶ。しかし外科的の病氣などはその病所に、日光をより多く用いることがしば〳〵ある。全身に行う日光浴は、圖に示すように、第一日は足のくろぶし以下を五分だけ日光にさらし、翌日はこの部は十分、膝から足の開節まで五分と

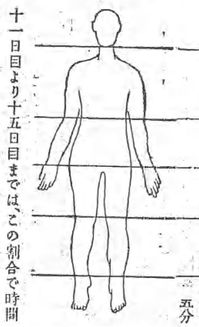

三〇分	三五分	四〇分	四五分
二五分	三〇分	三五分	四〇分
二〇分	二五分	三〇分	三五分
一五分	二〇分	二五分	三〇分
一〇分	一五分	二〇分	二五分
五分	一〇分	一五分	二〇分
	五分	一〇分	一五分
		五分	一〇分
			五分

官報 635 号

ラバのようなのも一例であり、さらに印度の象、蒙古のラクダ、南アメリカのラマ、ウイキユーナツンドラを走る馴鹿、チベツトに硼石を運ぶ羊など、なか〳〵珍妙なものまで考えられる。しかし、こゝに對象として考えるのは牛馬である。

しかしその内容を考えると、都市において利用されるものと、農村において利用されるものとある。この關係は馬において一層明かになる。牛においては小部分で、他は殆んど何等かの關係（飼料は別として）を農業上にもつ位のものである。また鮮牛も農家の飼育利用しつゝあるものである。

最近の調査によると、わが國にいる牛馬は、牛百四十七万四千四百九頭、馬百四十九万四千八百二十八頭、合計二百九十六万九千二百三十七頭であるが、この内いくら程が畜力のために利用されているかは明かでない。

農林省の發表する農用牛馬なるものが、果してこれにあたるかどうか。いまかりに何等かの形において使役されると見なして考えると、全牛數の七割八分、全馬數の七割三分弱は、農耕用となつている。馬には馬車用馬とゆうものが少くない頭數（昭和元年において約三十万頭）であるから、合計したものは全馬數に對して、九割四分弱となるのである。また前に掲げた畜力推定價格の内容の内譚を見ると、牛は一四四、〇二三、六五三圓、馬は七二八、一二五、七〇〇圓となつている。

要するに、大部分の牛馬は農村を中心として利用されていることになるが、それが如何なる分布になつているか、農林省の調査によると、馬を主とするのは北海道、青森、岩手、秋田、山形、福島、富山、石川、宮崎等いわゆる產馬の地方で、わが國で馬の頭數の最も多い地方である。牛を主とする地方は、これもまた大體牛の產地と一致する。即ち長崎、愛媛、香川、廣島、和歌山、奈良、大阪、京都、三重、愛知、靜岡とゆつた地方で、その他の地方は兩方を使用する。

これ等は全く從來の關係から來たので、產馬の地は馬に、產牛の地は牛にとわけられたわけである。わが國農業の狀態より、牛馬いずれが有利なりやはおいて、とにかく極めて一部地方を除く外は、從來の慣行によつて分野が定まつている。

牛にあつては、わが國において造成改良されつゝある、いわゆる和種、改良和種、それに最近十年浸々乎として內地に入つて來た鮮牛、乳用牛の飼育の盛んな地方は、ホルスタインやエーヤシヤーを使育している。これ等の牛の資質體形は必ずしも、使用に適したとはいえないが、この點は過少經營である、わが國の實情としては當然と考える。

最近數年間における農耕用牛馬の變遷を見ると

年次	牛	馬
	頭	頭
大正十二年	一、一三〇、五二一	一、三三七、〇五六
同　十三年	一、一二六、一五七	一、一一二、七三〇
同　十四年	一、一三二、七四〇	一、〇九六、八九一
昭和元　年	一、一四四、八六一	一、〇九三、〇六六
同　二　年	一、一五二、一二三	一、〇八七、七七三

となつて、牛は年々增加するに反し、馬は年々減少する、この關係は牛馬の總頭數においても同樣である。

次に牛馬が如何なる作業に用いられつゝあるかを見ると、畜力利用の關係する作業はすこぶる多いが、現況を見ると主として、各種の運搬田畑の耕起、代掻、碎土、整地、作條、除草、中耕等の作業である。他はいわゆる低地作業であつて、動力機の運搬や揚水の作業の如きものであるが、これは微々たるものである。

運搬はおそらく最も重大なものであつて、農產物はもとより、林產物、水產物の運搬に牛馬の利用されることはゆうまでもない。肥料、種苗、收穫物を圃場より農家へ、またこれ等を都市より農村へ、農村より都市へと運ぶのに、その馱載挽曳によることは大きい。

田畑の作業中もつとも普及しているのは、耕起および代掻であつて、春夏は四五六の三箇月、秋冬は十一十二の三箇月の兩期にわたつている。利用日數は一二日より四五十日におよび、一日の勞働時間は約八時間を普通とする。行程は二反歩から三反歩となつているが、代掻では四五反歩が普通である。碎土および整地の作業はこれについて普及し、日數は十日から二十日が普通、一日八時間で四五反歩が行程である。中耕の作業はこれにつき、日數は十日から二十日が普通で、一日八時間行程四五反歩。作條、除草、土寄等に利用するのは、極めて地方的である。

空地作業に畜力を利用することは比較的に新らしい。これは主として畜力機をもつて、作業機を運轉して、籾摺、脫穀、精米、甘蔗の壓搾等を行うので、この外揚水作業にも用いる。籾摺作業は廣く利用され、行程は二三十俵である。脫穀に利用するのは少ない。行程は三四段歩の稻を處理する程度である。甘蔗の壓搾は和歌山、香川、高知、鹿兒島、沖繩地方で毎日三時間から十時間位を用い、行程は二百五十斤內外である。

最近の調査によると、全國の畜力機は三万三千八十四臺であるが、その分布を見ると、大部分は北海道（四五％）岡山（二六％）兵庫（七％）廣島（六％）香川等であつて、他はすくないものである。これ等の地方においては、電動機、石油およびガス發動機、蒸氣機關の利用、水壓力の利用も盛んである。

全身日光浴を行う時は、例えば肋膜炎や肺結核の患者などとは、その局所だけは暫く布でかくし、他の部分が日光に馴れてから、おかされた場所を極く短時期から段々と長く露出するようにしなければならない。

日光浴の效果の大部分は、その方法によつて定るものであるから、極めて漸進的にすると同時に、充分に大膽に行わなければならない。

局所的に行う日光浴は、漸進的に行う日光浴より、はるかに簡單である。犯されている場所を初め十分、翌日二十分とゆうように時間を長くし、その反應を見ながら、一日に三時間或は五時間と延ばして行く、しかしこの場合にも、必ず全身の日光浴を兼ねて行うことを忘れてはならない。

夏の暑い時などは、續けて長く日光浴を行うと、種々都合のわるいことが起つて來るから、午前と午後の二回に別けて行うことをすゝめる。

◆前週の官報に◆

◎朝鮮公立小學校長および朝鮮公立普通學校長優遇令（勅令）　四
◎故邦彥王殿下に賜誄（宮廷錄事）　四
◎昭和三年去勢種馬匹檢査成績（彙報）　四
◎昨年十二月の十三都市賃銀概況（同）　四
◎第五十回師範學校、中學校、高等女學校教員試驗檢定施行（文部省告示、廣告）　五
◎朝鮮漁業令（制令）　六
◎海軍軍醫中少尉および藥劑中少尉採用（海軍省告示）　六
◎埼玉、千葉、富山三縣知事異動（敍任および辭令）　七
◎西班牙國皇太后陛下崩御のため宮中喪仰出および同上により宮中に參內する者喪服著用方（宮內省告示）　七
◎專賣局長官、同部長、門司、長崎兩稅關長および名古屋稅務監督局長異動（敍任および辭令）　八
◎一月末日現在大藏省預金部狀況（彙報）　八
◎昨年十二月の十三都市卸賣物價概況（同）　八

635